

令和6（2024）年度
自己点検・評価報告書

令和7（2025）年9月
東北芸術工科大学

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

平成 4（1992）年に起草された「東北芸術工科大学設立の宣言」（以下「設立の宣言」という）で謳われている建学の理念は、本学の設立に関わった山形県、山形市及び学校法人の共通理念として策定され、大学設置認可申請書において明示されたものである。

「設立の宣言」は、本館正面のエントランスホールに額装して掲げている。また、「東北芸術工科大学公式ウェブサイト（以下「大学公式サイト」という）」では、「大学設立の宣言・理念」のページに「設立の宣言」に加えて、建学の理念及びその経緯についてまとめた「東北芸術工科大学生い立ちの記」、「東北芸術工科大学の誓い」、「藝術立国」を掲載、更に入学式での「設立の宣言朗読（動画）」を公開し、本学の学生、役員及び教職員のみならず社会に対しての発信を積極的に行っている。

新たに就任する役員・評議員に対しては、「東北芸術工科大学生い立ちの記」、「東北芸術工科大学の誓い」、「藝術立国」の 3 冊子を提供し、理解と支持を得ている。教職員の募集に際しては、募集要項とともにこれら 3 冊子を提供し、建学の理念への共感を応募資格として求めるとともに、新規採用教職員を対象とした研修時においても「設立の宣言や本学が東北の地に設立された理由と果たすべき役割」について丁寧な説明を行っている。

法人の使命・目的については、「学校法人東北芸術工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 3 条において、「日本文化の源流・東北の地で芸術的創造と人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の確立をめざし、世界の恒久平和に寄与する人材を育成することを目的とする」と定めている。

大学の使命・目的については、「東北芸術工科大学学則」第 1 条及び「東北芸術工科大学大学院学則」第 1 条に明示している。この使命・目的を受け、教育目的を「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」と定め、「大学公式サイト」の「教育目的」及び「東北芸術工科大学学修・学生生活サイト（以下「学修・学生生活サイト」という）」にも明示している。

学生に対しては、入学を希望する段階から「設立の宣言」が掲載された「東北芸術工科大学案内（以下「大学案内」という）」を配布し、本学の存在意義を示している。入学後においても「学修・学生生活サイト」上にて、教育目的及び三つのポリシー（ディプロマ・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー) を公表し、周知を図っている。

1-1-② 中期的な計画への反映

令和2(2020)年度に策定した「TUAD vision 2024」には、本学の使命・目的及び教育目的を実質化していくため、令和6(2024)年度までの5年間で重点的に取り組むべき目標を明示、「目指すべき大学の将来像」を具体的に定め、教職員共通の行動指針として、次の【図1-1-1】を掲げた。

【図1-1-1】東北芸術工科大学のミッション・ビジョン・2024年の将来像



令和6(2024)年度は、「TUAD vision 2024」の最終年度となる。「地域になくてはならない独自の世界観を持つ全国区の大学になる」という本学の将来像を具現化するため、過年度に引き続き、下記の<5つのアクション>を通じて着実に改革に取り組んできた。

- ① 「不断の教育改革により高品質な教育プログラムを準備する」
- ② 「その教育で力をつけた学生が社会で活躍する」
- ③ 「出口の確実さで美大に対する社会通念が転換する」
- ④ 「大学も研究、社会貢献で際立った影響を社会に与え続ける」
- ⑤ それらの結果として「本学の存在価値が社会で評価される」

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、以下の三つのポリシー（方針）を定めている。三つのポリシーの中でもディプロマ・ポリシーが基軸となっており、ディプロマ・ポリシーを実現するために具体的に必要な事項を、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに定めている。

ディプロマ・ポリシーでは、「藝術立国」を基本理念とし、教育目的である「人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材の育成」の実現のために身につけるべき力として、「4つの力と10の能力要素」を明示している。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を修得することができるよう ①芸術・デザインを学ぶうえで基礎となる「基盤科目（全学共通）」 ②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「アート&デザイン エクспанション科目」 ③大学で学ぶ意義や目的について考え、意見や考えを共有し、主体的な学修の実践に入っていくための下地をつくる「初年次教育」 ④講義と実習による基礎課程と実践的なPBL（Project Based Learning）演習を中心とした専門課程によって構成される「学科教育」 ⑤クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を目指す「藝術立国」を実現するための「進路教育」—について明示している。

アドミッション・ポリシーでは、「藝術立国」の理念の実現に向けて、①芸術やデザインに興味と熱意を持つ人 ②高等学校までの学習及び経験により培われた基本的な知識を持ち、主体的に学修できる人 ③社会に興味を持ち、仲間とともに切磋琢磨して成長できる人 — これら3つの観点から入学希望者を募集している。さらに学部及び大学院における入学者選抜においては、それぞれの専門領域に即して多面的・総合的に評価するため、入学希望者に求める資質や能力をより具体的に提示したうえで実施している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

教育組織としては、「東北芸術工科大学学則」第1条に規定する目的を実現するため2学部11学科を設置し、「東北芸術工科大学大学院学則」第1条に規定する目的を実現するため1研究科3専攻を設置している。直近では令和5年度に芸術学部工芸デザイン学科を設置するなど、外部環境の変化や社会的な需要に応じた教育組織の改革を続けている。

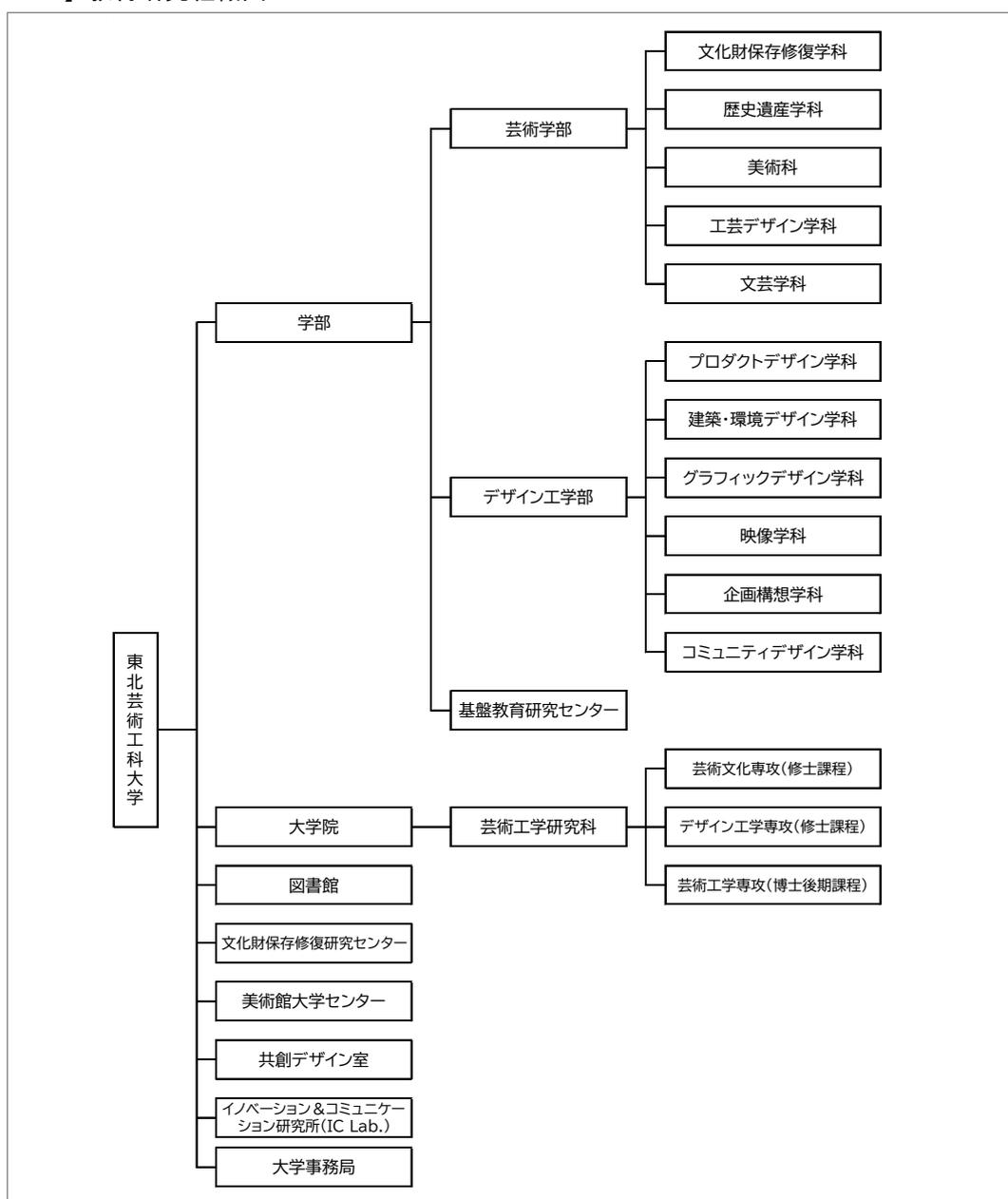
研究組織としては、「文化財保存修復研究センター」「美術館大学センター」「共創デザイン室」「イノベーション&コミュニケーション研究所」（後述）を設置している。附置研究機関はいずれも広く社会に開かれており、「芸術とデザインの力により、現代社会が抱える様々な課題を解決し、社会に貢献する」という建学の理念が根底にあることから、研究活動は学生の教育と密接に関係している。

文化財保存修復研究センターと芸術学部文化財保存修復学科・歴史遺産学科との連携においては、学生がセンターに寄せられた文化財や美術品の修復依頼に演習等を通して携わる機会があることや、センターが主催する数多くの課外活動に参加していることも大きな特長である。

また、令和6(2024)年度には、新たな附置研究機関として「イノベーション&コミュニケーション研究所(以下「IC Lab. (ラボ)」という。)」を設立した。「IC Lab.」は、アントレプレナーの育成を通じたチェンジメーカーを育成し、地域の持続可能性へ貢献することと、芸術系大学に対する偏見払拭と行動変容に繋げるためのコミュニケーション戦略の策定・実施並びに必要な調査研究等を行うことを目的としている。設立初年度は、全学対象のビジネスプランコンテストを開催し、64件の応募の中から11件を入賞企画として選定した。当該プランを企画した10名のうち、起業を目指す意志のあった6名を「TUADアントレプレナー」として認定し、外部専門家を交えた独自の起業支援プログラムを提供した。調査研究面では、学内で行った調査を研究員が分析し、そのレポートをIC Lab.のウェブサイトで公開した。

なお、本学の教育研究組織図は、次の【図1-2-1】のとおりである。

【図1-2-1】教育研究組織図



1-1-⑤ 変化への対応

本学の使命・目的は、人類が抱える普遍的な課題の解決を目指すものであり、開学以来一貫している。一方、教育目的については、18歳人口の減少や大学・学部等の設置に関する抑制方針の撤廃といった大学を取り巻く環境変化及び学生の学修意識の変化に応じて、社会から求められる人材の輩出を念頭に見直しを行っている。

平成24(2012)年度には法人部門及び教学部門による教育改革の検討を「東北芸術工科大学学長会(以下「学長会」という)」及び「常任理事会」にて行い、教育目的に定める「学生の身につけるべき力ー想像力・創造力・意志・社会性」に連動する形で、学生に求められる10の能力要素を具体的に定めた。

令和元(2019)年度には、この能力要素と「PROG (Progress Report On Generic Skills) テスト」の結果を紐づけ、4年間の学びの達成度を可視化し、教育の成果を検証する仕組みを導入し運用している。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の建学の理念については、本館エントランスホールでの掲示、大学公式サイトや大学案内冊子への掲載、入学式・卒業式での朗読などにより、常時または定期的に学内外へ表明している。中期計画についても、視覚的に分かりやすい文書として大学公式サイトに掲載し、本学の将来像と、使命・目的を具現化するための具体的な取組みを広く公表している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「TUAD vision 2024」の最終年度を迎え、5年間の取組みについて検証し、教育、地域貢献、法人経営の観点から課題点を洗い出した。それらの課題点に加えて、急速に変化する社会に対応する中長期的な教育ビジョンの具体化や、それに対応する教育組織・研究組織の体制整備についても継続的な見直しが必要である。これらを次期中期計画に組み込み、教職員へ周知することで、大学としての更なる成長に繋げていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後10年先の東北芸術工科大学の将来像について「ビジョン2034」及び「長期戦略2034」として明らかにし、それらを踏まえた今後5年間で取り組むべき次期中期計画「TUAD中期計画2029」を新たに策定した。あわせて、大学が持続的な発展を通じて建学の理念の実現をさらに推進していくため、令和8(2026)年4月からの「学科の再編」と「収容定員の増加」を行うこととし、文部科学省への認可申請を行った(令和7年7月7日認可)。

令和7年度は、「TUAD中期計画2029」の初年度として、建学の精神をより明確に具現化するためのスタートダッシュの年と位置付け、全学で取り組んでいく。

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

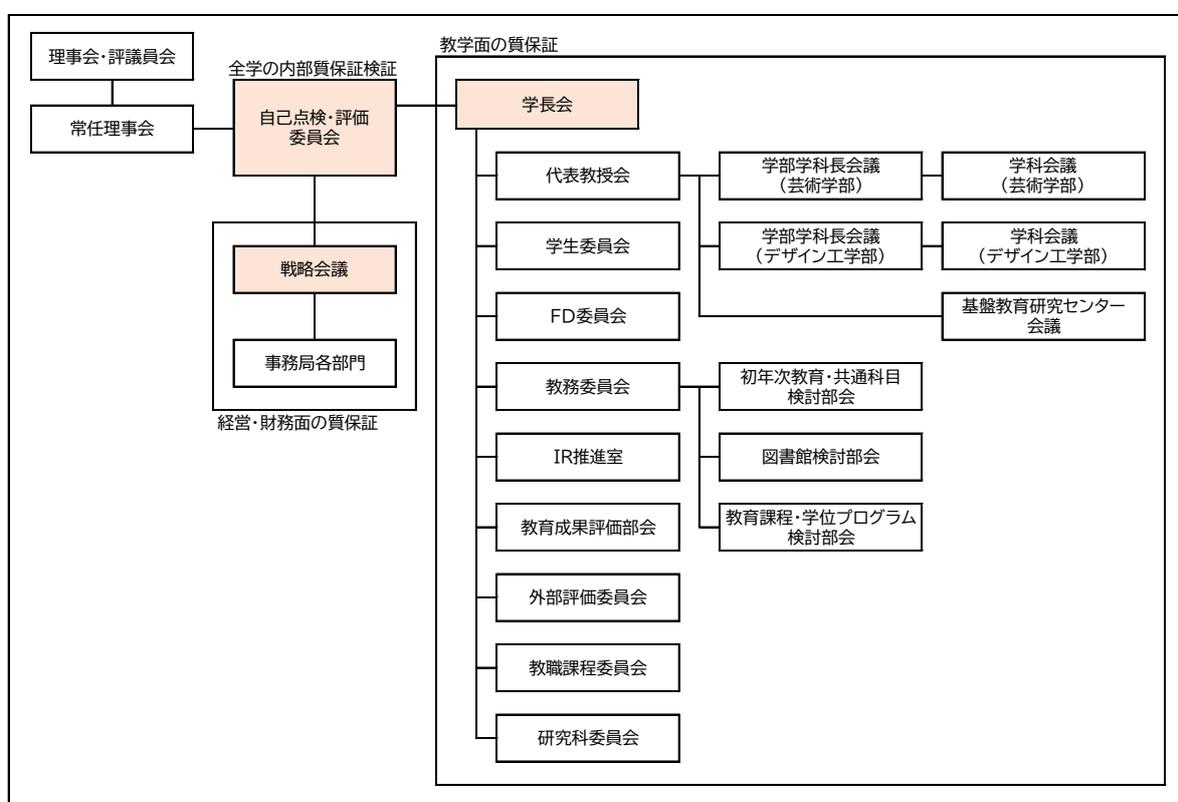
(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「東北芸術工科大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という）に基づき、「自己点検・評価委員会」を本学の自己点検・評価活動全体の統括機関と位置付け、常任理事会の下に置いている。「自己点検・評価委員会」では、年に一度、前年度の事業全体の自己点検・評価を実施している。

内部質保証の全学的な組織体制を示す図は【図 2-1-1】のとおりである。

【図 2-1-1】内部質保証 全学的組織体制図



教育研究活動における内部質保証は、「学長会」がその責任を担っている。「学長会」は、「東北芸術工科大学学長会設置規程」（以下「学長会設置規程」という）第 2 条の規定のとおり、「教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応することを目的として、学長の下に設置される意思決定機関」であり、「学長会」の下に置かれた各種委員会等からの提言を受け、全学的な視点から審議した上で、各組織の責任者に改善点等の指示を行う。

経営・財務面での内部質保証は、「戦略会議」がその責任を担っている。「戦略会議」は、「学校法人東北芸術工科大学戦略会議設置規程」（以下「戦略会議設置規程」という）第 1 条の規定のとおり、「経営及び管理運営における諸課題に対し、迅速かつ適切な意思決定を行うため理事長の下に設置された諮問機関」であり、建学の理念に基づく中期計画

から策定された事務局各部門の「事業計画」及び「事業報告」等に基づき経営・財務面の点検・評価を行い、各部門の責任者に改善点等の指示を行う。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

全学的な自己点検・評価については、日本高等教育評価機構の定める基準に準拠し実施している。「自己点検・評価に関する規程」に基づき、前年度の事業全体の点検・評価及び法令遵守状況の確認を実施し、自己点検・評価委員会を開催、学長会と戦略会議の審議を経て、常任理事会にて最終報告している。

教育研究活動における自己点検・評価の一環として、学部の各学科・コース及び大学院の各専攻へ、前年度の教育実績を自己点検・評価する「教育実績成果年次報告書」の提出を求めている。また、毎年10月、学科長及び専攻長に対して前年度の「教育実績成果年次報告書」に基づく次年度の「教育計画」の作成を義務付けている。「教育計画」の設定の際には、学科・コース・専攻ごとに授業満足度や授業評価などの数値一覧や、全開講科目・クラス別の学科・コースの学年別履修者数、単位取得状況、GPA 分布などの資料が提供され、これらの客観的資料を基に学科長または専攻長は、学部長または研究科長へ現状報告を行う。

学科長または専攻長から提出された「教育実績成果年次報告書」及び「教育計画」に基づき、学部長または研究科長がヒアリングを実施し、ヒアリング結果は「学長会」にて報告・審議される。審議後の改善・指摘事項がフィードバックされ、次年度の「教育計画」が確定し、これを基に次年度の諸活動が推進される。

経営・財務面の自己点検・評価として、事務局各部門においては、建学の理念・中期計画に基づく「事業計画」及び「事業報告」により、年度ごとに点検・評価を行っている。年度「事務局重点課題」に沿って策定された「事業計画」の実行状況は、毎年12月時点で一度点検・評価した後、年度末に最終的な点検・評価を行う。この結果は「事業報告」として「戦略会議」に報告・審議され、翌年5月に開催される「理事会」及び「評議員会」にて報告するとともに、大学公式サイトを通じて公表している。

これらの自己点検・評価活動を一体的に実施することで、堅実な内部質保証に努めている。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

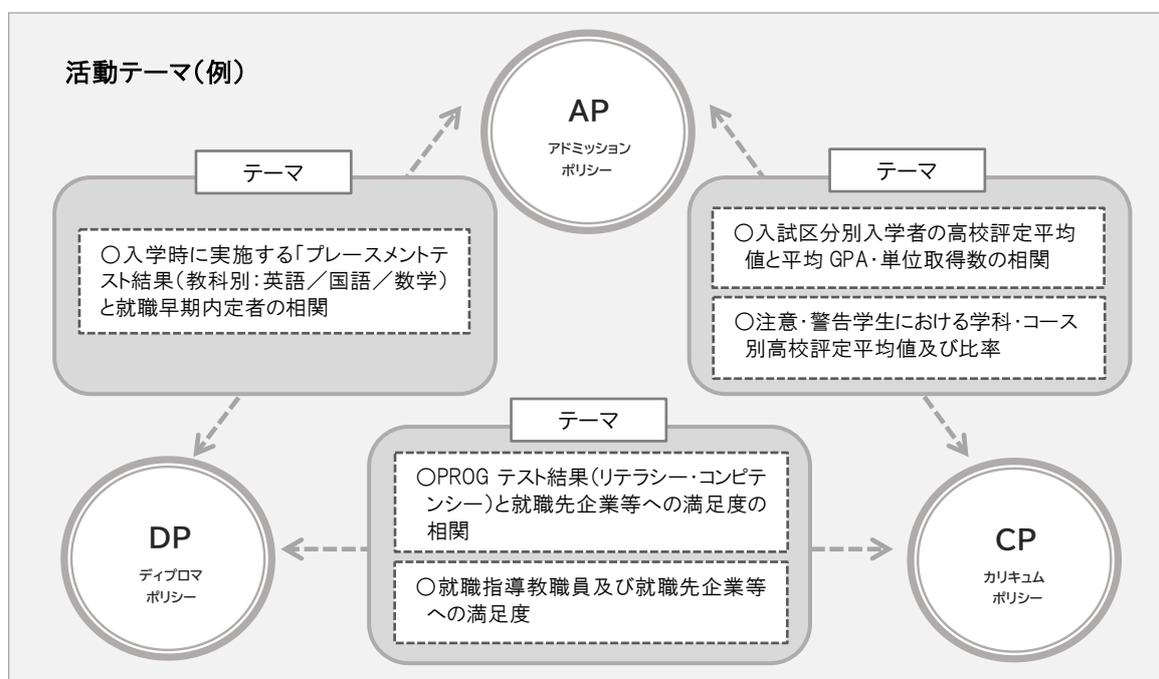
IR (Institutional Research) については、「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」第3条にて「IR 推進室」の業務を次のとおり規定し、教育の質保証のための実証的かつ継続的な取り組みとして、「IR 推進室」の運営と、データ活

用を中核に据えた教学運営支援を行っている。

- (1) 教育の成果及び学生の学修動向に関する情報の収集・分析・検証
- (2) 情報の提供、分析による経営戦略策定及び意思決定の支援
- (3) 学内組織の活動状況に関する評価のための支援
- (4) 学内におけるデータ及び情報の普及活動並びにデータ分析報告の支援
- (5) 自己点検・評価活動の支援及びそれに必要な情報の提供
- (6) IR 担当教職員の IR の企画や実施方法に関する定期的な研修会への派遣
- (7) その他 IR 推進室の目的を達成するために必要と認める業務

「IR 推進室」を統括する IR 推進室長の下、事務局長をはじめ教務部長や就職部長、また三つのポリシーに関わる事務局の課長、教学 2 課の職員らが集まり、月 1 回の頻度で「IR 推進室会議」を開催している。会議では活動テーマ【図 2-2-1】に対して整理・統合された各種データや調査結果を基に分析や検証を行っている。

【図 2-2-1】「IR 推進室会議」活動テーマ



令和 6 (2024) 年度は、「IR 推進室会議」を 9 回開催した。各回の検討項目は以下【表 2-2-2】のとおりである。議論された検討項目のうち次の (1) 及び (2) の分析・検証結果について「学長会」及び「代表教授会」にて報告している。

- (1) 2024 年 4 月学修学生卒業アンケート分析より
(2024 年 5 月 15 日 代表教授会)
- (2) 2025 年 3 月 GPA 取得単位数必修科目と 4 年卒業率
(2025 年 3 月 26 日 学長会)

【表 2-2-2】2024 年度「IR 推進室会議」検討項目

回	開催日	検討項目
1	2024/4/24	2023 年度学修成果・学生生活・卒業生アンケートからみえる学生の満足度

2	2024/6/5	入試成績と入学後の成績
3	2024/7/31	入試と入学後の経年成績（2017～2020 入学生） アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーに基づく分析方針
4	2024/8/28	IR の取り組みと東北芸術工科大学での教学運営
5	2024/10/9	入学入試と入学後の成績の追跡からの分析結果 PROG 評点と早期（6 月末）内定率
6	2024/11/27	経年データにみる入学生の変化、個々の入学生の成長の検出
7	2025/1/15	ロジスティック回帰分析により 4 年修業卒業率の分析
8	2025/2/19	PROG 結果から推計する学生の成長
9	2025/3/13	必修科目履修状況・GPA と 4 年修業卒業率・早期内定率

学修成果の可視化のために、外部アセスメントテストの一つである「PROG テスト (Progress Report On Generic Skills)」を実施している。「PROG テスト」は専攻・専門に関わらず、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（＝ジェネリックスキル）を、リテラシーとコンピテンシーの二つの観点から測定し、学生自身の現状を客観的に把握することができるアセスメントテストで、学部 1 年生及び 3 年生を対象に毎年度実施している。テスト結果は「IR 推進室」において分析し、テスト結果や分析結果を基に各学科・コースで取り組むべき課題を教員から聴取している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学の教育の活性化を目的に、学生への「授業評価アンケート」を学期末に全開講科目で実施している。令和 5（2023）年度から、より具体的な内容を把握するため、回答は「チェック方式」とし、賛否の数により点検するなど質問方法や内容を改定した。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生・教職員が閲覧可能とするほか、自由記述欄は各教員の授業への取り組みの再検討・改善のために活用している。

「学校法人東北芸術工科大学教員業績評価委員会設置規程」に基づき、全開講科目の中で 5 段階評価による設問項目の平均値が下位 5% 及び 3.0 未満の回答があった科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」へ「現状報告および授業改善計画書」の提出を求めることで当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。令和 5（2023）年度からは、

学生からのアンケート回答率が 50%未満の科目・クラスの担当教員に対しても改善対象者と認定し、同計画書の提出を求めることとしている。

毎年 1 月から 2 月にかけて、学生への「学修成果アンケート・学生生活アンケート」を実施し、本学に対する満足度や学修支援改善に向けた資料として活用している。調査結果は「IR 推進室」によって分析し、「学長会」や「代表教授会」及び事務局関係部署と情報共有し、改善に取り組んでいる。

4 年生が卒業する際には、「卒業生 満足度・学修成果アンケート」を実施している。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、「IR 推進室」が「学修成果アンケート・学生生活アンケート」結果と合わせて分析を行っている。

学生のみならず、保護者からの意見や要望も把握しておく必要があるとの認識から、「東北芸術工科大学保護者会」と連携して、毎年 1 回「保護者会懇談会」を開催し、個別面談により学生の学修状況の確認を行うほか、本学への意見や要望等を聴取している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者による大学全体・学部の取り組みの適切性及び教育課程編成に関する点検・評価を行うため、毎年 2 回（表 2-3-1 参照）、地元産業界との「地学連携懇話会」を開催している。

「地学連携懇話会」は、地域社会と本学との連携において地元産業界の関係者の意見を聴取する機会として実施している。関係者からの本学の諸活動への意見や評価を得ることで、教育研究、人材育成、地域貢献等における活動の質の向上を図るとともに、地域社会に役立つ大学運営を推進している。

「地学連携懇話会」の主なテーマとしては、【1】本学教育の在り方、カリキュラム・教育プログラム、人材育成について【2】本学教育の結実成果としての本学生、卒業生について【3】学生の学修成果と芸工大生の社会での実力、社会・地域への発信、伝え方・伝わり方等とし、これらに対する意見・評価結果を学内へフィードバックすることで、本学の取り組みの向上や改善につなげている。

地元関係者へは、「卒業／修了研究・制作展」において「事業評価アンケート」への協力も依頼している。これらの結果により、地域社会や産業界と連携した地域の課題解決のための取り組みと、次の活動の構想へと展開している。

なお“地学”とは地域の社会・産業界と大学とが目的に向かって共に進むために繋がることを意味する本学の造語である。

【表 2-3-1】

回	開催日	内容
1	2024/12/19	『『地元地域社会で活躍できる人材育成へのご参画』について』 (1) キャリアマインド育成へのご参画：就業体験の拡大、就業実習・インターンシップ先の拡大について (2) 教育成果の検証へのご協力：「卒業/修了研究・制作展」の事業評価について (3) 教育課程「自己点検・評価」へのご協力：外部評価委員のお願いについて

2	2025/2/7	<p>「東北芸術工科大学のこれから～次の時代への新分野を開設」</p> <p>(1) 6つの新分野を加えた全19学科・コース、多様なニーズに応える芸術大学へ</p> <p>(2) 目指す人材育成、身につける能力</p> <p>(3) 産業界との人材育成連携事例</p>
---	----------	--

教育課程編成等に関する点検・評価を行うための外部評価の一環としては、令和3（2021）年度より、姉妹校である京都芸術大学との交流協定に基づき、「外部評価委員会」において教育活動の相互評価を実施している。外部評価委員は、京都芸術大学の「教務部長」、「学科長」に加え、教育研究の立場から「他大学の教育学者」、卒業生を受け入れる企業の立場から「産業界からのアドバイザー」で構成されている。「外部評価委員会」では、評価基準項目別に詳細な審議が行われ、各評価委員から客観的な視点での確かな評価とともに改善に向けた適切なアドバイスが受けられる仕組みが整備されている。審議結果は「学長会」へ報告され、全学部・学科・専攻で共有し、改善が必要と判断される学科・コース・専攻へ丁寧にフィードバックしている。令和6（2024）年度は、文化財保存修復学科、コミュニティデザイン学科を対象に相互評価を実施した。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした教育の質保証においては、①機関（大学）レベル ②教育課程（学科）レベル ③授業科目レベル ④学生レベルの4つのレベルによってPDCAサイクルを回している。各レベルにおける具体的なPDCAサイクルの内容は、次の【図2-3-1】のとおりである。

①機関（大学）レベル…三つのポリシーの策定→三つのポリシーに基づいた学部運営→「学長会」による三つのポリシーに基づいた達成評価、IRによる客観的評価→「学長会」による三つのポリシーに基づいた検証・改善指示

②教育課程（学科）レベル…「教育計画」の策定→学科・コース・専攻別教育計画に基づいたカリキュラム運営→教育成果評価部会、外部評価委員会による自己点検・評価→学部長・研究科長による次年度教育計画の検証・改善指示

③授業科目レベル…シラバスの作成→シラバスに基づいた授業実施→授業評価・教員ポートフォリオによる振り返り→FD参加等も含めた授業改善の取り組み・シラバスの検討

④学生レベル…学修目標設定、学修計画作成→授業履修、課題提出→学修成果自己評価、目標達成確認→学修計画修正、学修方法改善

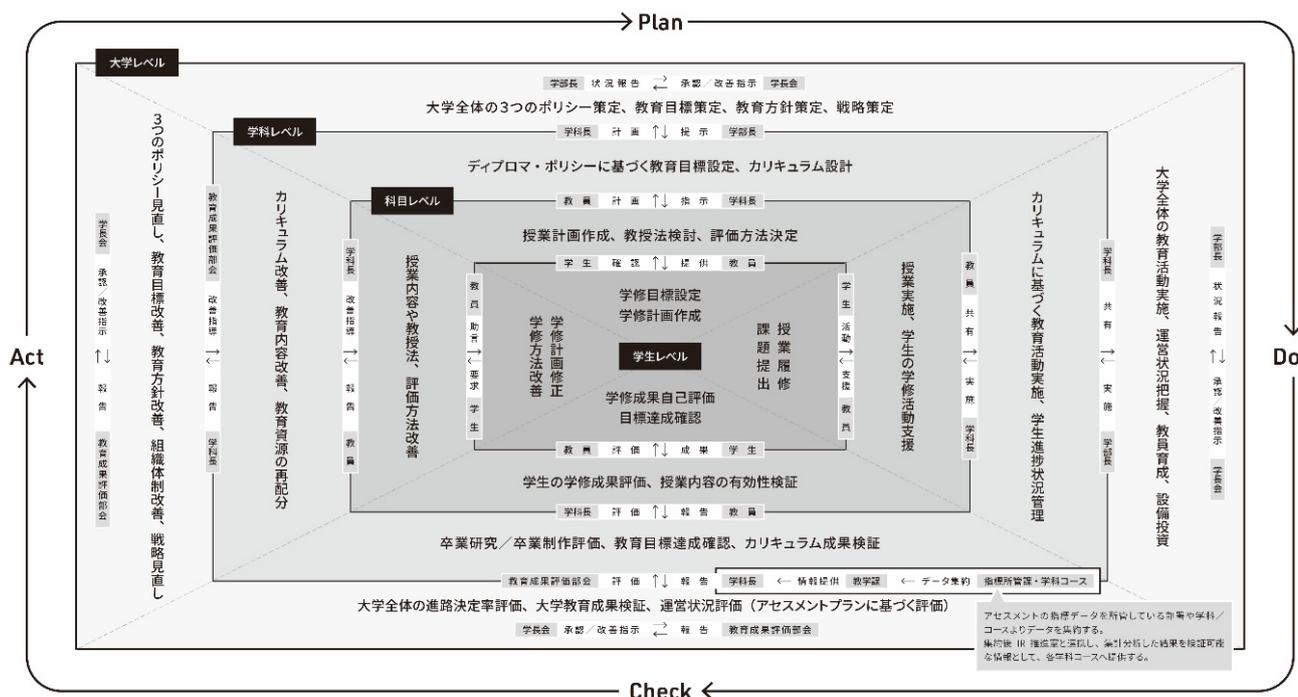
建学の理念に基づくミッションとビジョンに連動する形で、教学部門では毎年度「学長方針」が示され、学長方針に沿って学部長等の所属長が「重点目標」を掲げる。学長方針及び所属重点目標は、4月に開催する「教職員総会」にて教職員全員に共有され、各学科・コースの「教育計画」に反映させている。

【図 2-3-1】 4つのレベルでの PDCA サイクルイメージ

東北芸術工科大学 学術マネジメントシステム及び教育に関する内部質保証システム体系図（各レベルにおけるPDCAサイクル）

下記の主な各委員会が、Plan・Do・Check・Actのそれぞれに関与しながら、教育の質向上を実現していきます。

教務委員会 P：方針やカリキュラム、目標を決定する D：進捗をモニタリングする C：各成果を評価する A：改善方法や評価基準等の見直しを提案する	FD委員会 P：履修を企画する D：履修を実施する C：履修成果を評価する A：履修プログラムを改善する	IR推進室 P：各データ収集の計画を立てる D：各データを収集する C：各成果データを分析する A：データに基づいて改善を提案する	外部評価委員会 P：外部評価計画を決定する D：外部評価を実施する C：成果等を外部視点で評価する A：外部評価に基づく改善を提案する
---	---	--	--



経営・財務面においては、建学の理念・中期計画に基づく「事務局重点課題」に沿った「事業計画」、年度末の点検・評価を経た「事業報告」により、PDCA サイクルを回している。自己点検・評価の結果や、理事会等における決定事項は、事務局各部門に速やかに共有され、大学運営に活かされている。

これら教育研究活動の質保証及び経営・財務面における質保証のPDCA サイクルによって、学部、学科及び研究科と大学全体の内部質保証の機能性を向上させている。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 5（2023）年度の「自己点検・評価に関する規程」の改正や「戦略会議設置規程」の制定等により、本学の内部質保証の組織体制・責任体制が明確になり、大学各部門及び事務局各部門における自己点検・評価の結果についても自己点検・評価報告書により明文化され、学内外への周知が進んでいる。

IR の活用については、定期的開催される「IR 推進室会議」において、GPA、必修科目の履修状況、授業評価、卒業率、「PROG テスト」の結果など、教育成果に関する多角的なデータを分析・検証し、「学長会」および「代表教授会」へ報告している。学科・コースごとに提出される「教育計画」においても、詳細な数値データ（履修者数、単位取得状況、GPA 分布など）を活用し、客観的な分析に基づいた教育改善が実践されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部質保証のための組織体制・責任体制は明確であるものの、内部質保証に関する全学的な方針の策定が未対応であるため、速やかに制定する必要がある。

IRの活用では、「IR推進室」での分析の結果、教職員間で理解度や活用能力の差が課題として浮かび上がっており、「IR推進室」が提供する情報を有効に活用できていない教員が一部に存在する状況である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証に関する方針については、令和7(2025)年度中に整備のうえ、教育研究活動を中心とする大学運営における内部質保証の重要性について改めて学内で共有し、引き続き全学的な質の向上に取り組んでゆく。

IRについては、教職員の理解促進を目的に「IR推進室」主導による学内研修会や個別説明会の開催頻度を増加させ、データの活用方法や解釈についての支援を強化していく。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の理念である「大学設立の宣言」及び教育目的を踏まえ、学部及び大学院のアドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針)を策定している。アドミッション・ポリシーには、本学が求める学生像を示すとともに、学部においては学科・コース別、大学院においては専攻別に入学希望者へ重視する資質を明示している。

これらのアドミッション・ポリシーは、入学希望者のみならず、保護者、高等学校関係者、社会一般に向けて、「学生募集要項」や「大学公式サイト」、「受験生向けサイト」などを通じて広く公表している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

○学部・学科の試験内容と評価方法

入学希望者がアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで自分の特性や得意科目で積極的にチャレンジできるよう、多様な入学試験を設定している。

総合型選抜入学試験 [専願体験型]

専願者を対象とした募集人員が一番多い入試であり、体験授業と面接・書類審査によって合否判定を行っている。各学科（コース）はアドミッション・ポリシーに基づいた評価ポイントを設定・明示し、大学の授業を模した体験授業への参加、面接及び書類審査を通じて、基礎学力や適性、意欲、姿勢、思考力、判断力などを多角的に評価している。従来は一つの学科・コースのみ受験可能だったが、第二志望までの受験を可能として2年目となり、本学への入学を強く希望する学生が受験しやすい制度となっている。

総合型選抜入学試験 [併願型]

大学が自ら作成する実技科目（小論文、デッサン、水彩画、油彩画から選択。以降の実技科目も同様）または教科科目（国語、数学、英語から選択。以降の教科科目も同様）から1科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）、合わせて面接・書類審査により合否判定を行っている。実技科目または教科科目の試験では、高等学校までの学習や経験等に培われた基本的な知識や能力が備わっているかを評価し、面接・書類審査では本学への志望理由や主体的に学修を進めることができるか、社会に興味を持って仲間と協働して成長できるかなどを確認している。

学校推薦型選抜入学試験 [指定校]

所属する高等学校において各学科・コースで定める所定の評定平均値を上回り、学校長が責任を持って推薦できる人物であることを出願の条件としており、面接及び書類審査を通して本学への志望理由や意欲、主体性などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験 [前期]

大学が自ら作成する教科科目及び実技科目より各々1科目を受験するか、教科科目を2科目受験するか（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）を選択させ、それらの合計得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験 [専願型]

大学が自ら作成する教科科目または実技科目から1科目、あるいは大学入学共通テストの成績上位1科目のいずれかより1科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）、加えて面接・書類審査を通して本学への専願理由や意欲、主体性などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験 [後期]

実技科目から1科目を受験させ、その得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験 [面接型]

面接・書類審査の得点を基に合否判定を行っている。面接はオンライン形式（Web 会議ツール「Zoom」を活用）にて実施している。

大学入学共通テスト利用入学試験 [1科目利用]

大学入学共通テストの成績上位 1 科目の得点及び実技試験から 1 科目を受験させ、それらの合計得点を基に合否判定を行っている。

大学入学共通テスト利用入学試験 [2科目利用 前期・後期]

大学入学共通テストの成績上位 2 科目の合計得点を基に合否判定を行っている。本試験は前期と後期の 2 度実施している。

外国人留学生特別選抜入学試験

外国において 12 年以上の学校教育課程を修了した外国人留学生を対象とした入試である。出願にあたり日本留学試験 (EJU) で所定の得点を収めることを必要条件としている。実技科目から 1 科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

社会人特別選抜試験・シニア特別選抜入学試験

社会人を主な対象として実施している入試である。実技科目から 1 科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。満 55 歳以上のシニア志願者については実技試験を免除し、面接・書類審査により合否判定を行っている。

帰国生特別選抜入学試験

日本国籍を有し、保護者の海外在留等で外国の教育機関で教育を受けた者を対象とした入試である。実技科目から 1 科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

編入学試験

他の大学に 1 年以上在学し、卒業要件として認定される単位のうち 36 単位以上を取得した者、短期大学、高等専門学校等の卒業生または卒業見込み者を主な対象とした入試であり、2 年次編入が基本となる。入試は編入学生の受入れが可能な学科・コースで実施し、各学科・コースで指定する課題または作品・資料、あるいはその両方の提出を求め、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

○大学院研究科の試験内容と評価方法

芸術工学研究科 [修士課程]

芸術文化専攻及びデザイン工学専攻内の各領域単位で入試を実施している。芸術またはデザインの基礎的な知識を有していることと、強い意志をもって専門研究に取り組むことができるかを確認するため、資料等の提出物と面接・書類審査により合否判定を行っている。なお、入学後に研究環境・学修生活等に齟齬をきたすことがないよう、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入試は前期及び後期の 2 回実施している。

芸術工学研究科 [博士後期課程]

芸術文化領域とデザイン工学領域に分けて入試を実施している。志願者が芸術やデザイ

ンに関する確かな知識と技能を有していることに加え、専門研究に取り組むことのできる強い意志と、そこに向けて取り組むことのできる能力を有しているかを確認するため、入試は資料等の提出物と面接・書類審査、加えて小論文と英語試験を課しており、これらの試験結果により合否判定を行っている。なお、芸術工学研究科〔修士課程〕同様に、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入試は年1回、芸術工学研究科〔修士課程〕の後期日程に合わせて実施している。

○入試体制及び入学者選抜とその検証

学部における入学試験の実施にあたっては、学長を総括実施責任者とする「入試本部」を置き、そこに実施責任者として入試部長、会場全体責任者として入試課長を充てている。入試本部の下には試験会場別に「入試センター」を置き、そこに会場別責任者を充てている。会場責任者は、それぞれに割り当てられた教職員を管理し、会場別実施計画書を作成のうえ運営にあたり、入試本部と緊密に連携を図り、すべての受験者が公正・公平に入学試験を受けることができるよう対応している。大学院における入学試験の実施にあたっては、研究科長を総括実施責任者とする入試本部を置き、学部同様に組織体制を構築し対応している。

学部における入学者選抜においては、代表教授会参加者に、アドミッション・オフィサー及び入試課員を加えた「全体判定会議（代表教授会）」を開催し、意見交換を経た上で学長が合格者を決定している。大学院の入学者選抜においては、研究科委員会参加者と入試課員が集まり、学部同様に厳正な審査を行っている。

それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに則した適正な入学者選抜が実施できたのかを検証するため、「IR推進室」では、試験区分ごとの入学者と入学後に実施するプレースメントテストの結果やGPAとの相関、志望学科（コース）順位と退学率との相関、高校調査書の全体評定平均値とGPAとの相関など、学内で定期的に多角的な分析を行っている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

○学部・学科

各学部・学科における過去5カ年の学科別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表3-1-1】のとおりである。学科別入学定員充足率では、年度によって充足率が100%を下回った学科もあるが、入学見込み者の中から最終的に入学に至らなかった者が数人出たことによるものである。入試区分別で見ると志願者数は堅調に推移している。直近5カ年を学部別に見ても、入学定員及び収容定員に沿った見込みどおり、安定して受入れができている状況にある。

【表3-1-1】学部・学科別入学者数・入学定員充足率

学部・学科	入学定員	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
文化財保存修復学科	26	入学者数	26	27	25	25	26
		充足率	100.0%	103.8%	96.2%	96.2%	100.0%

東北芸術工科大学

歴史遺産学科	32	入学者数	34	31	32	29	32
		充足率	106.3%	96.9%	100.0%	90.6%	100.0%
美術科	(~2022)169	入学者数	170	177	136	132	132
	(2023~)124	充足率	100.6%	104.7%	109.7%	106.5%	106.5%
工芸デザイン学科	45	入学者数	-	-	46	49	46
		充足率	-	-	102.2%	108.9%	102.2%
文芸学科	42	入学者数	41	44	42	43	43
		充足率	97.6%	104.8%	100.0%	102.4%	102.4%
芸術学部	269	入学者数	271	279	281	278	279
		充足率	100.7%	103.7%	104.5%	103.3%	103.7%

学部・学科	入学定員	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
プロダクトデザイン学科	62	入学者数	63	66	63	63	64
		充足率	101.6%	106.5%	101.6%	101.6%	103.2%
建築・環境デザイン学科	52	入学者数	54	54	49	54	51
		充足率	103.8%	103.8%	94.2%	103.8%	101.9%
グラフィックデザイン学科	68	入学者数	67	72	69	71	64
		充足率	98.5%	105.9%	101.5%	104.4%	106.2%
映像学科	62	入学者数	63	65	61	62	63
		充足率	101.6%	104.8%	98.4%	100%	101.6%
企画構想学科	50	入学者数	49	51	50	51	50
		充足率	98.0%	102.0%	100.0%	102.0%	100.0%
コミュニティデザイン学科	30	入学者数	30	32	33	29	33
		充足率	100.0%	106.7%	110.0%	96.7%	110.0%
デザイン工学部	324	入学者数	326	340	325	330	325
		充足率	100.6%	104.9%	100.3%	101.9%	100.3%

○大学院研究科

芸術工学研究科における過去5カ年の専攻別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表3-1-2】のとおりである。研究科については、入学定員を充足させることよりも、研究科の入学者として相応しい水準の研究の遂行が可能かどうかを重視していることに加えて、本学の学部生には昨今の社会情勢から国公立大学など他大学への進学希望者も一定数存在することから、令和5(2023)年度までは、充足率が100%に達していない状況であったが、令和6(2024)年度は、教員からの働きかけ等によって本学学部卒業生の入学者が増加し、修士課程芸術文化専攻において定員充足となった。引き続き、内部進学希望者の獲得に向けて教学課と連携を図りながら丁寧な説明会の実施等に努めるとともに、外部からの進学者獲得に向けて在学生の活動・活躍の情報発信を強化する。

【表 3-1-2】芸術工学研究科専攻別入学者数・入学定員充足率

専攻（課程）	入学定員	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
芸術文化 （修士課程）	25	入学者数	22	16	17	25	28
		充足率	88.0%	64.0%	68.0%	100.0%	112.0%
デザイン工学 （修士課程）	13	入学者数	1	4	0	5	6
		充足率	7.7%	30.8%	0.0%	38.5%	46.1%
芸術工学 （博士後期課程）	5	入学者数	2	1	1	2	0
		充足率	40.0%	20.0%	20.0%	40.0%	-

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

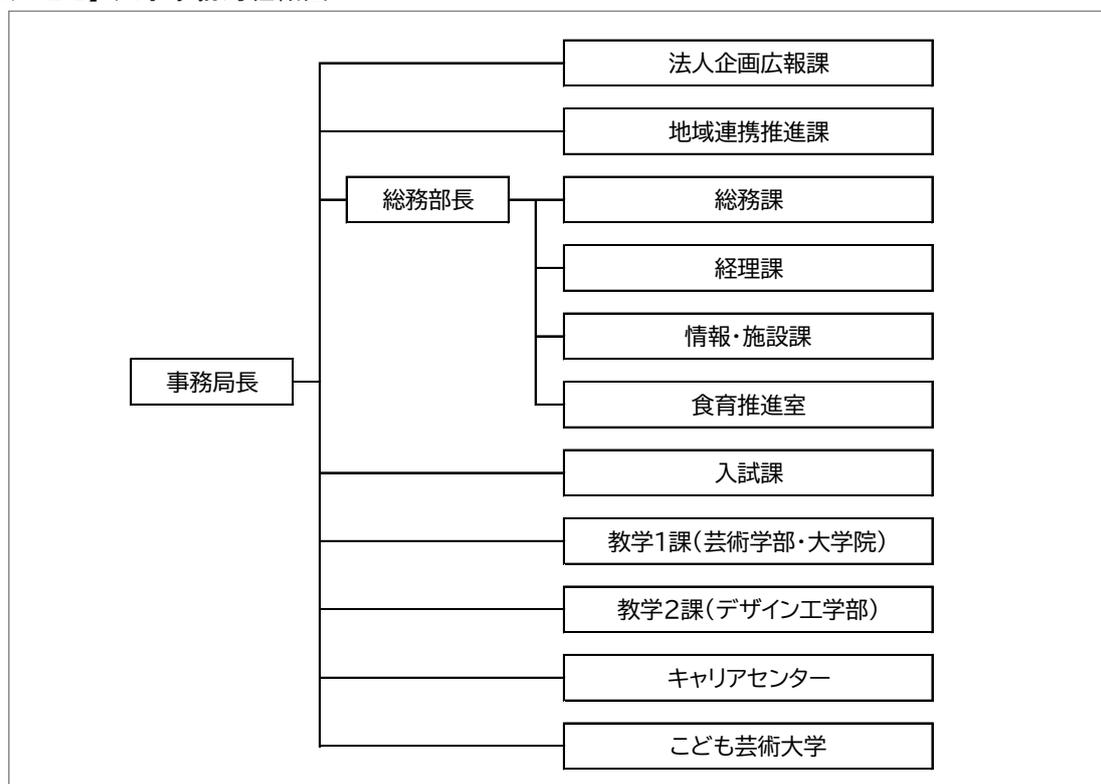
基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

大学事務局の組織図は、次の【図 3-2-1】のとおりである。学生の学修及び学生生活全般の支援は、教学 1 課及び教学 2 課が中心となり、総合的に学生を支援する体制を構築している。加えて、学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置し、教学 1 課及び教学 2 課所属の副手が教育現場にて教育活動を支援している。

【図 3-2-1】大学事務局組織図



教学 1 課及び教学 2 課は、学生の学修及び学生生活全般について、教員と職員の協働による支援を以下のとおり行っている。

学年主担当制の導入

3 年次前期または 3 年次後期からはゼミ制を導入するカリキュラムが適用されており、ゼミ指導教員等が学生に対してきめ細かい学修支援を行っている。1 年次から 2 年次においては、学修上のつまずきや対人関係などにおいて問題を抱える学生に対する悩みや不安解消のために、令和 3（2021）年度から「学年主担当制」を導入し、学科別に 1 年次及び 2 年次それぞれの担当教員を置いている。原則として週 1 回開催される「学科会議」では、学科教員と学科・コース担当職員が出席し、学生の状況把握と支援策を協議し、学生一人ひとりに合った指導を行っている。

授業出席状況確認と支援フロー

演習系の必修科目等で学生の無断欠席が連続して 2 回続いた場合には、学科・コース副手が学科・コース長の指示の下、学生の安否確認と状況把握のために、学生本人へ連絡を取る「支援フロー」を整備している。学生と連絡が取れた場合であっても欠席が続く学生に対しては、状況改善に向けて教員面談を実施している。その後も経過を把握し改善されない場合は、学科・コース担当職員が保護者へ連絡し、精神不調や障害、疾患等がある場合は、「学生サポートセンター（SSC）」と連携して支援を行っている。早期に学生の状況を把握し、教職員が連携して対応できるよう「学科会議」にて情報共有と対策に関する検討を実施している。

卒業・進級不可学生への履修指導フォロー面談

卒業不可及び進級不可の学生に対しては、学科所属教員がその後の履修指導と精神面の支援のために、フォロー面談を行っている。対象となる学生の中でも HRI（ハイリスクインデックス／本学独自のメンタルヘルズ指標）が高い学生や、精神不安リスクの高い学生に対しては優先的に対処し、「学生サポートセンター（SSC）」への相談を促すなど、成績不振の原因について学生と共に探り、対策を講じている。該当する学生への連絡や指導・面談記録は、学科・コース担当職員と共有するとともに、学修支援ポータルサイト「NETBUS（ネットバス）」に記録し、閲覧許可を受けた教職員による状況把握に努めている。

3-2-② TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学修支援に関して、次の 3 点を重点目標として掲げている。中長期計画として「学生支援ロードマップ」を作成し、年度ごとに重点課題及び活動内容を設定している。具体的施策は以下のとおりである。

学修支援重点目標

- ① 互いに支え合える「学びの風土」を醸成し、大学生活を通して社会人基礎力を育成する
- ② 入学した学生に対し責任をもって教育・支援を行える全学体制を確立し、学生の満足度の向上を目指す（退学防止）
- ③ 教職員の教育力と学生の互いに支え合う力を育成し、コミュニティ全体の心身の健康を維持することを目指す

ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントは、研修会等に参加したうえで教員の指示に従い、大学院修士課程学生は学部生に、大学院博士後期課程学生は大学院修士課程学生及び学部生に対して、講義や演習の教育補助業務を行っている。これにより、大学院生が指導者としての経験を通じて自らの資質向上を図ることができ、学部・大学院教育の充実と活性化の促進にも寄与している。

オフィスアワーの開設・教員による学生相談制度

全専任教員が、学生の質問や相談等に個別に応じる時間帯として「オフィスアワー」を開設している。これに加えて年に数回、学科・コースごとに教員による個別面談を実施し、学修や学生生活に関する相談に対応している。3年次からは、進路希望状況の確認も含めた学修支援・学生生活全般に関する個別面談をゼミ指導教員等が随時実施するなど、総合的な支援体制を構築している。

障害学生支援

「東北芸術工科大学障害学生支援規程」を制定し、全学的に障害学生への支援体制を整備している。学修支援を必要とする学生の窓口は「学生サポートセンター（SSC）」が担い、学修上の困難さを軽減し本来の能力を発揮できるよう、学内外の関係者や関連する諸機関と協力して、各人のニーズに合わせた合理的配慮としての支援を行う。

入学準備プログラム

総合型選抜入試〔専願体験型〕と学校推薦型選抜入試におけるすべての入学予定者及び総合型選抜入試〔併願型〕の希望する入学予定者に対して、入学する4月までの期間を「入学準備期間」と設定し、学科・コース別専門課題のほか文章力・数学力の向上を目指すための推薦教材や幅広い教養を身につけるための推薦図書を提示し、入学後、スムーズに学修に取り組むことができるよう配慮している。

専門課題は、スクーリングの際（総合型選抜入試〔専願体験型〕入学予定者は12月・2月の2回、総合型選抜入試〔併願型〕・学校推薦型選抜入試〔指定校〕入学予定者は2月の1回）に提出させ、講評を行っている。

外部テストの活用

学生においては自身の弱点把握のツールとして、本学においては試験結果の学外指標との比較による客観的分析と今後のカリキュラム策定及び教育改革の参考データとして活用するため、「PROG テスト」を導入している。「PROG テスト」は、河合塾とリアセック社が共同開発した、社会で求められる能力・態度・志向等を軸とした「大学生の汎用的な力を測定・育成するテスト」であり、1年生及び3年生の全学生を対象に実施し、学生指導や進路支援に活用している。

初年次教育の充実

教務部長直轄組織として「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」を設置し、新入生が大学での学修に適応し、必要な基礎能力を身につけるための必修科目等の検討を行っている。

基礎学力テスト－能力別クラス編成

新入生に対して、英語と国語の「基礎学力テスト」を実施している。英語のテスト結果は「英語」科目、国語のテスト結果は「日本語表現」科目の能力別クラス編成時に活用し、学生の習熟度に合わせた指導を行っている。

学修支援ポータルサイト「NETBUS」の活用

学生は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」を活用し、学修や学生生活に関わる各種情報を閲覧することができる。シラバスや時間割の確認、履修登録、休講・補講の確認、成績確認、クラスプロファイル（Web 学習支援機能）の活用による履修科目担当教員への質問等、学修活動に関するあらゆる情報にアクセスすることができる。本学からの通知や奨学金の案内等も「NETBUS」を通じて行っている。

令和5（2023）年度からは、「PROG テスト」の結果をレーダーチャート化し、学科教員が学修ポートフォリオから閲覧することが可能となり、学修指導や進路指導等の基礎情報として活用しながら面談指導が行われている。その他学修成果の可視化に向けて様々なデータを順次整備している状況である。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

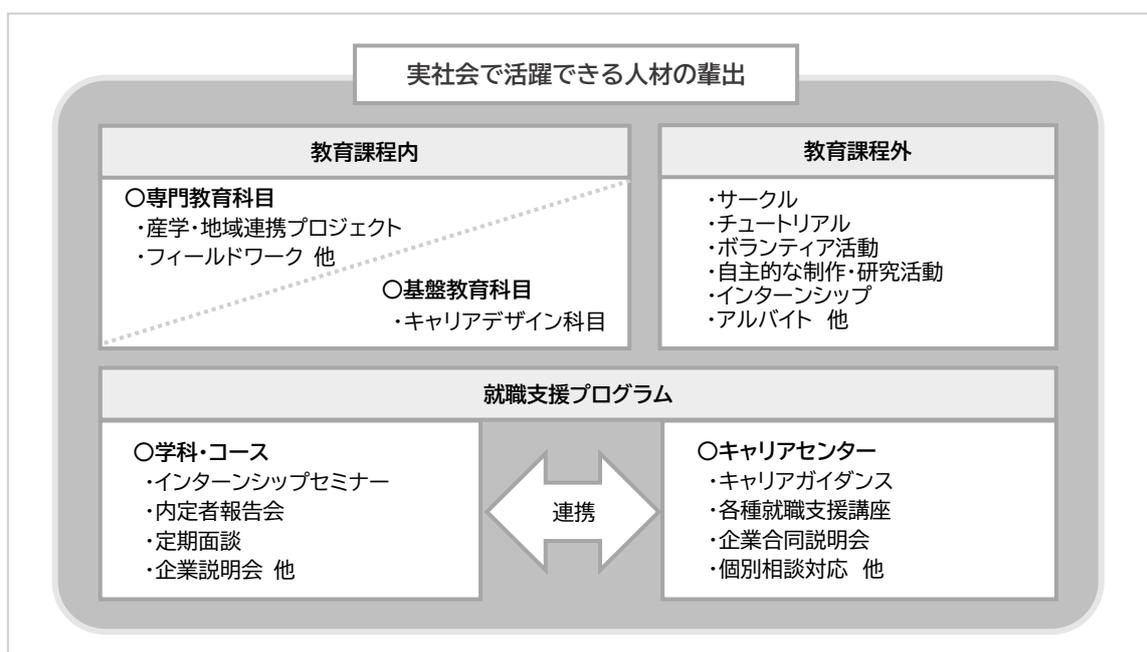
3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では教育課程内外を通じて、社会的また職業的自立に関する支援体制を以下のとおり整備している。

4年間の一貫した就業力育成

4年間の一貫した就業力育成に向けた「キャリア教育」及び「キャリア支援」の概念図は、次の【図 3-3-1】のとおりである。2年次から教育課程において「キャリアデザイン科目」を開講し、学生のキャリア形成に体系的に取り組んでいる。3年次からはキャリアセンターや各学科・コース主催による就業を意識した具体的な「就職支援プログラム」を複数開催している。これにより、学生生活の軸となる専門教育・基盤教育の授業や課外活動での経験と学びそのものが将来のキャリア形成や自己実現につながることを学生自身に意識させている。

【図 3-3-1】 キャリア教育・キャリア支援概念図



本学の4年間を通した「キャリア支援計画」は【図 3-3-2】のとおりである。

1年次では、前期・後期にそれぞれ一回ずつ「1年生対象キャリアガイダンス」を開催し、大学での学びや経験が、将来の進路にどのように活かされるのを知り、主体的に大学生活を過ごす意識を育てる機会を設けている。2年次には、学生自身のキャリアを形成していくことの意味を主体的に考え、大学生活や社会生活において、どのように学び、どのように生きていくのかについて理解を深めることを目的に、全学共通の必修科目「キャリア形成論」を開講している。これらの科目以外にも、労働法や税金など社会で働くうえで必要な基礎知識を学ぶ「仕事講座 A」（2年次から）や、公務員の仕事について学ぶ「公務員講座 A」（2年次から）、山形県内企業での就業体験による社会性や実践的能力の養成を目指す「インターンシップ」（2年次から）、キャリアにまつわる理論の理解や論理的表現力の習得を目的とする「キャリア設計論 1・2」（3年次から）など全学共通の選択科目を開講し、学生のキャリア形成の促進を図っている。

【図 3-3-2】 キャリア支援計画

	1年生		2年生		3年生		4年生	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業			「キャリア形成論」(半期) 「インターンシップ」(半期) 「仕事講座A」(半期) 「仕事講座B」(半期) 「公務員講座A」(半期)		「キャリア設計論1」(半期) 「キャリア設計論2」(半期) 「自己表現講座」(半期)			
学科・コース			「現代社会解剖学1」他		「社会メディア教育」「キャリア課題研究」 「現代社会解剖学2」「アーティストマネジメント」「キャリアマネジメント」「伝達方法論」「セルフポートレイト研究」他			
キャリアセンター	1年生向け キャリア ガイダンス	1・2年生向け キャリア ガイダンス		1・2年生向け キャリア ガイダンス	キャリアガイダンス(通年)			
					就活特別講座 ポートフォリオセミナー 他 (協力:外部業者)(通年)			
					学内 業界・仕事研究セミナー			
							学内企業合同 説明会	
	学内 企業説明会(随時)							
	個別指導(進路相談、書類添削、筆記対策、面接対策 他)							

3-3-② キャリア支援体制の整備

キャリアセンターによる就職支援体制

大学事務局にキャリアセンターを置き、進路・就職に関する支援及び指導を行っている。キャリアセンターに所属する4人の専任職員のうち3人が、国家資格「キャリアコンサルタント」の資格を有しており、年間で延べ1,000件に及ぶ学生一人ひとりに応じた進路・就職に関する個別相談指導を日常的に行っている。学生の希望に応じ対面形式とオンライン形式の選択を可能としている。

学部3年生及び研究科修士課程1年生を対象に、年間を通して「キャリアガイダンス」をはじめ各種就職支援講座を開催している。キャリアガイダンスでは、就職活動に向けての心構え、就職活動スケジュール、業界研究、自己分析など、学生が「就活の基礎」を理解することを目的に開催しており、参加率は対象者の約7割に及んでいる。

就職支援講座は外部業者の協力も得ながら年間で約30講座を開催しており、インターンシップ準備、エントリーシート書き方、SPI対策、面接対策、ビジネスマナー、メイクアップ講座など実践的な就職活動支援を行っている。これらの支援は、学部1年生及び2年生も参加可能としており、低学年次からキャリア意識の醸成を図る機会を提供している。また、デザイナーやクリエイター志望の学生を対象とした「ポートフォリオセミナー」を複数回実施し、業界や職種に応じたポートフォリオの準備を支援している。

企業等の採用担当者を招いての「業界研究セミナー・企業合同説明会」を年に複数回開催している。本学を持つ多様なネットワークを活かし、本学学生の採用に積極的な企業や卒業生の就職を通して本学学生の資質を高く評価している企業、東北芸術工科大学後援会企業

などが来学し、学内施設にて開催する「企業説明会」も年に30回以上開催しており、企業と学生との接触機会を提供している。

本学では例年、全体の約3割の学生が学科の専門領域に関連するクリエイティブ職に就いていることから、実態に即した支援も行っており、年間30社を超える自動車メーカー、家電メーカーなどのデザイナー職に特化した「学内説明会」を開催している。

就職支援システムは「キャリアタス UC」をメインツール（学生には「キャリア支援サイト」として提供）とし、企業・団体からの求人情報やインターンシップ情報の管理、学生のキャリア相談管理、ガイダンス・各種セミナー情報の発信、進路情報の集約など、就職に関する情報支援業務を一元管理している。各種ガイダンス・セミナーなどの案内については、サブツールとしてキャリアセンターの専用アカウントからLINEやX、InstagramなどのSNSにより学生に向けた情報発信を行っている。

保護者向けの取り組みとして、年1回開催する「保護者会」において、就職部長が講師となり昨今の就職を取り巻く環境変化や本学の就職状況、就職支援体制などを保護者に伝えるセミナーを開催している。学部3年生及び4年生の中で就職活動を行っている学生の保護者には「就職活動に関するレター」を発送し、家族からのサポートについて依頼している。

キャリアセンターと学科教員との連携

キャリアセンターでは、学科別に担当職員を配置している。「学科会議」やビジネスチャットツールなどにより、学生一人ひとりの進路希望状況や就職活動情報を学科教員とキャリアセンター職員が定期的に共有したうえで、進路未決定者に対する具体的支援を行うなど、両者が密に連絡を取り合いながら就職支援にあたっている。

3年次からはゼミ指導教員等が定期的に学生との面談を実施し、きめ細かい進路指導を行っている。相談内容は、就職支援システム「キャリアタス UC」の「学生管理」に記録したうえで、各学科教員、キャリアセンター及び学生生活指導を行う教学1課・教学2課で共有している。学科ごとに地元企業とのPBL（Project Based Learning）、卒業生を招いての業界研究会や、インターンシップ・内定者報告会なども開催し、学科の特色に応じたキャリア教育を展開している。一例として、美術科ではコースごとに就職活動を意識付けるためのイベントを実施し、授業においても「アーティストマネジメント」「キャリアマネジメント」2つの科目を開講（「キャリアマネジメント」は美術科、文化財保存修復学科及び歴史遺産学科の3学科合同開講）し、いずれかを必修としている。

キャリア支援の成果

4年間の一貫した就業力育成や「教職協働」による全学的な就職支援体制により、高い就職実績を上げている。令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて5年間の就職内定率（内定者÷就職希望者）の平均は96.2%であり、正規雇用率においても5年間平均で95.2%と高水準を維持している。

就職先を業種別でみると、令和6（2024）年度は、卸・小売業・24%、製造業・14%人材サービスを中心としたサービス業・14%、情報通信業・12%、建設業7%、学校教育7%の

順となっており、本学の学生が自身の専門領域の学修過程で培った能力を活かして、幅広い分野に就職していることが確認できる。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では教学 1 課、教学 2 課及びキャリアセンターが主体となり、学生が安定した生活を送ることができるよう多様な支援サービスを提供している。

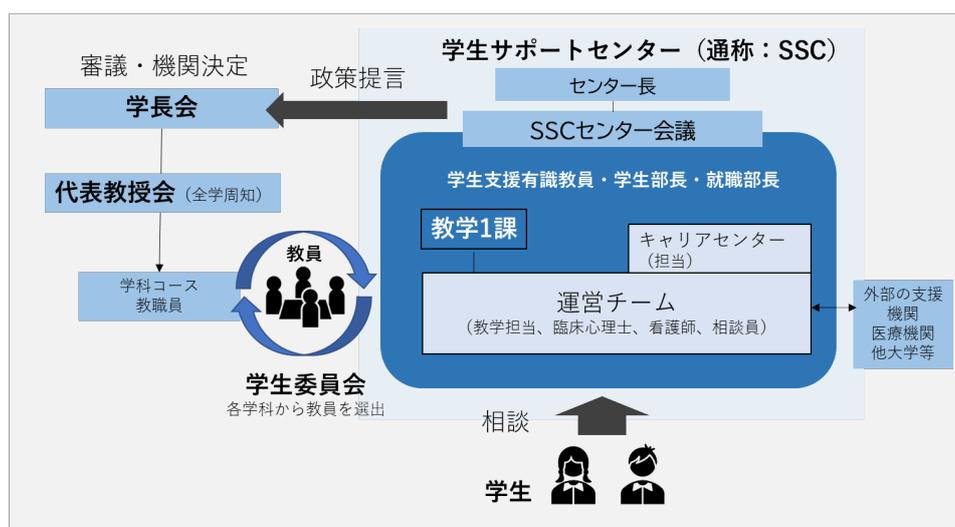
学生サポートセンター（SSC）の設置

令和 5（2023）年 4 月に設置された「学生サポートセンター（SSC）」は、学生相談、予防教育、障害学生支援及び調査研究を主軸とし、教育力とチーム力による支援体制を充実させ、学生の心と身体の健康を維持・増進するとともに、学生同士が互いに支え合う風土を醸成し、学生の多面的な成長を促すことを目的としている。支援体制としては、学生支援担当副学長をセンター長とし、学生部長、就職部長のほか、学生支援に造詣が深い教員と専任臨床心理士、教学 1 課の学生支援担当職員、保健室担当職員、キャリアセンター職員により組織し、全学的な対応を行っている。

「学生サポートセンター（SSC）」では、入学時に学生の精神的健康調査 UPI（University Personality Inventory）を実施することで実態を把握し、その後もメンタルヘルスの状態を数値的に把握、調査及び分析を行い、不調等の予防のため効果的な取り組みを行っている。4 年間を通じて、全学生へ年 1 回の Kessler 10（「K10」、米国の Kessler らによって 2002 年に開発された、不安や抑うつ傾向を早期発見するためのスクリーニングテスト）を実施し、必要に応じて声がけを行い、早期発見・早期予防に取り組んでいる。

また、学生同士が支え合う風土を育むための「ピアヘルパー認定制度」を導入し、認定する科目を履修したうえで試験に合格した学生を「TUAD ピアサポーター」として育成するプログラムを策定した。導入初年度となる令和 6（2024）年度は、25 名が認定試験を受験し、23 名が合格した。

【図 3-4-1】 持続可能な支援システム構築のための学生支援体制



健康管理・カウンセリング（学生相談）

「学生サポートセンター（SSC）」は、健康管理及びカウンセリング（学生相談）も内包した組織としている。

健康管理部門では、保健室に看護師資格を持つ保健師1名が常駐し、学生及び教職員の健康状態の把握、怪我や事故等の対応を行っている。また、学生のヘルスリテラシー向上のために、全学共通科目の「健康科学論」を開講し、食事、睡眠、メンタルヘルス、健康維持のための知識を醸成する「予防教育」を行っている。「健康科学論」の講義内容と連動した関連イベントとして、学食とのコラボメニューの提供や、献血、アルコールパッチテストなど、心身の健康維持の啓蒙活動も実施している。

学生相談・障害学生支援部門では、臨床心理士である専任研究員と、非常勤臨床心理士3名の計4名で心理相談対応を行っている。障害学生への支援や精神疾患を抱えた学生を広くケアできる体制を整備している。また、大学生活で直面する困りごとを予約なしでも相談できる相談員を1名配置し、小さな困りごとが大きな悩みになる前に支援できるような体制を整えている。

奨学金・学費減免制度

奨学金全般の手続きにかかる業務については、教学1課の奨学金担当者（5人）が中心となり、奨学金の公募や、ガイダンスの実施、書類作成方法の指導等を行っている。卒業生で組織された「東北芸術工科大学校友会」でも独自の奨学金制度を整備しており、令和6(2024)年度は1人10万円の給付型奨学金の募集を行い、20名に給付を行った。

表彰制度

学業や文化活動において、優れた実績を挙げた個人や団体を表彰する「学長奨励賞」制度を設けている。研究活動、制作活動、課外活動等の諸活動において特に功績のあった学生または団体に対して、毎年度、個人5万円・団体10万円の奨励金、総額50万円を給付して

いる。受賞者に対しては表彰式を行うとともに、表彰結果を学内に周知している。

スクールバスの運行

学生の通学における利便性向上のため、本学学生専用の「無料スクールバス」を運行している。午前 7 時台から午後 8 時台にかけて、山形市内の 2 路線、計 35 便を循環させている。バスダイヤは他の公共交通機関との接続を考慮したうえで決定し、特に仙台圏からの通学学生の利用ニーズを踏まえ、山形駅周辺と大学を結ぶ直行便を増便し混雑解消を図っている。

課外活動の支援

学部・学科の垣根を超えて、学生同士または学生と教職員の中で共通したテーマについての興味や趣味を持つ者が交流する「サークル活動」及び「チュートリアル活動」に対して支援を行っている。いずれの活動も、社会生活を送るうえで必要となるコミュニケーション能力や協調性、社会性などを身に付けるきっかけとなっており、幅広い視野を持ち情操豊かな人間性を育む場として有効に機能している。

「学生サポートセンター (SSC)」主催の「アクティブプロジェクト」では、心身の健康を維持することを目的に、教員と学生が「10 キロウォーキング」や「スキーキャンプ」等を実施している。学生と教職員が一緒に活動することにより、年齢や所属を越えたつながりが生まれ、本学の課外活動の幅を広げる新たな契機となっている。

① サークル活動

学生の主体的な取り組みによって成り立っている。令和 6 (2024) 年度の公認サークルは 29 団体 (運動系サークル 12 団体、文化系サークル 17 団体) で、延べ 427 人が加入している。

② チュートリアル活動

教職員の専門性や研究活動などの特徴を活かして行われている本学独自の正課外活動である。学生及び教職員は誰でも自由に参加することができ、複数団体の掛け持ちも可能である。主催者は教職員であるが、実質的には学生リーダーが中心となり、活動を後輩へと継承している。令和 6 (2024) 年度は 15 団体が登録した。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

校地・校舎

校地面積は、校舎敷地 128,343m²、屋外運動場敷地 35,282m²、その他 43,929m²である。合計面積は 207,554m²と大学設置基準上必要とされる校地面積 23,720m²の約 8.8 倍の面積を有しており、基準を十分に満たしている。校舎面積は、体育館を除き 43,411m²であり、大学設置基準上必要とされる校舎面積 26,564m²の約 1.6 倍の面積を有している。キャンパスは JR 山形駅から東南方向約 3.5km に位置しており、自家用車及び自転車による通勤・通学者が多いことから、敷地内に 500 台を超える駐車スペースと 550 台分の駐輪スペースを確保している。

実習施設

芸術実習棟は高さ 3m 以上の絵画作品の制作が可能な室内高を有し、授業期間中は 8 時から 21 時まで、前期末及び後期末は 8 時から 23 時まで、事前申請により最大 15 時間利用することができる。新実習棟には、陶芸作品制作のための大型の窯を設置している。成形合板家具の部材を製作するプレス機も設置しており、学生の作品制作の幅を広げている。デザイン工学部の各実習棟には CG や編集アプリケーションを備えたパソコン室を整備している。令和 6 (2024) 年度は、文化財保存修復研究センターやデザイン工学実習棟 C の空調設備を更新し、省エネルギー化を実現した。また、芸術研究棟 A の屋上防水改修工事を行い施設の長寿命化を図ったほか、デザイン工学実習棟 A の受変電設備を更新することにより、安全な学修環境を確保している。

ギャラリー

学内には、本館 7 階に「THE TOP」、本館 1 階に「THE WALL」及び「TUAD WINDOW」、学生会館 2 階に「THE CUBE」の 4 つのギャラリーを有し、予約をすれば学生が作品展示を行うことができる。学内最大のギャラリーである「THE TOP」では、授業での成果物などを紹介する展示が行われており、本学の教育成果を学内外に向けて発表する場としての役割を担っている。

芸術実習棟及びデザイン工学実習棟は、演習室の壁を移動・反転・増設することで室内空間を自在に可変でき、多様な対応が可能である。さらに普段の学習空間を卒業制作展等においては展示空間としてそのまま転換することができる。

学生会館

学生会館は 2,458m²の空間に「学生食堂」及び「ベーカリー兼カフェ」並びに「画材・雑貨店」を設置している。「学生食堂」の席数は、学部・大学院全収容定員 (2,463 人) の 40.8% にあたる 1,004 席 (1 階 300 席・2 階 704 席) を有している。「学生食堂」は、平成 17 (2005) 年度から大学直営としており、和洋中のシェフが調理を行っている。学生の健康面も考慮し、一品一品安心して食べることができるよう安全で良質な原材料を吟味し、食の楽しさや奥深さを感じてもらえるよう、定期的にメニュー情報を発信している。授業期間中は、昼のランチに加えて朝定食と夕定食を提供し、営業時間を朝食は 7 時 30 分から 9 時まで、通常メニューは 10 時 30 分から 19 時までとして、学生が一日 3 食とれるよう配慮している。「画材・雑貨店」にはセレクトショップ機能を加え、画材や文具をはじめ、本学や東北にゆかり

のある伝統工芸品やデザイン関連商品、産学連携で生まれた商品や卒業生の作品などを多数取り揃えている。

運動場・体育施設

運動場は野球やソフトボールのための内野フィールドとバックネットを備えており、サッカーやタッチフットボールなどに対応できるよう総天然芝としている。体育館(屋内運動場)のアリーナは、バレーボールとバスケットボールコート2面が確保できる約1,000m²(35.7m×28.0m)の面積を確保している。夏季の熱中症対策及び冬季の怪我予防のために冷暖房設備も備えており、通年で快適に利用することができる。

情報ネットワーク等

「キャンパスモバイルネットワークシステム」による無線ネットワークを整備し、全施設内に計242台のWi-Fi6(IEEE802.11ax)対応アクセスポイントを設置し、多人数同時接続と高速インターネット通信が可能となっている。

令和2(2020)年度前期、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、すべての授業をオンライン化、後期からは講義系科目のオンライン授業を継続しつつ演習系科目では一部の対面授業を解禁したが、引き続き学生が大学施設内においてストレスフリーで快適に安定したオンライン授業を受講できるよう、学内のインターネット回線においては10Gbps専用回線を学術情報ネットワーク(SINET6 データセンター)へ敷設し、BCP(Business Continuity Plan)対策としてISP(Internet Service Provider)接続の1Gbpsベストエフォート回線を敷設している。

学生の端末においてはBYOD(Bring Your Own Device)を採用し、個人所有の端末からのアクセスを認証許可制とし、安全かつ高速なインターネットアクセスを提供している。学内には学生専用のスタッフが常駐し、パソコンの不具合対応、アプリや学内サービスの操作説明、故障・修理に関する案内など、学生からの様々な相談に対して包括的にサポートを行う「パソコンヘルプデスク」を設置している。

キャンパス内に8つのPC室を有し、計125台のMac・Windows端末を整備している。これらの端末では、学生所有のモバイル端末では難しい3DCG(3 Dimensional Computer Graphics)等の高い負荷がかかる処理が可能となっており、常に最新の技術動向に対応できるよう定期的にソフトウェア・ハードウェアの更新を行っている。マイクロソフト社(Windows Office)、アドビ社(Creative Cloud)、モリサワ社(文字フォント)との包括契約により、学習及び創作活動等に必要な各種ソフトウェアやフォントを学生及び教職員へライセンスフリーの形で提供する環境を構築している。

維持管理・法令遵守

本学の施設・設備については、情報・施設課(職員6人)が所管し、施設設備と情報通信設備の維持管理にあたっている。委託業者による清掃管理を行うとともに、空調設備、消防設備及び電気設備の日常点検と運転管理については、専門業者から技術者の常駐派遣者を受け入れ、情報・施設課長の指示の下、安全で快適な環境維持を図っている。

建築物の定期検査や水質検査、昇降機検査などについては、各々の専門業者へ委託して実施しており、法令に基づく基準に適合していることを確認している。

3-5-② 図書館の有効活用

図書館の面積は 1,795m²であり、学部・大学院全収容定員（2,463 人）の 10.5%にあたる 259 席を個人学習スペースとして設置している。第 1 閲覧室（通常配架本閲覧用）及び第 2 閲覧室（単行図書配架本閲覧用）を中心に全館を学生等へ開放している。貴重本ギャラリーと美術・デザインに特化した特殊大型本も含め、約 15 万冊を自由に閲覧可能としている。

開館時間については、授業期間中の月曜から金曜までは 8 時 45 分から 21 時まで、土曜は 8 時 45 分から 17 時までとしている。図書館 1 階に配備している蔵書は、令和 6（2024）年度、和書 141,729 冊、洋書 15,231 冊を数える。学習可能なスペースも整備し、授業のレポート作成などを支援するための OPAC（Online Public Access Catalog）やプリンター設備も充実させている。令和 6（2024）年度における学生への貸出点数は 18,669 点、学生一人当たりの貸出冊数は約 7.5 冊となっている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度にかけての中期計画に基づき、各実習棟の耐震改修工事を実施し、耐震化率は 100%を達成している。

防犯対策については、キャンパス構内に 40 台の非常通報電話を設置し、受話器を上げれば事務局と警備員室に直通される仕組みになっている。夜間も屋内外に警備員を配置し、巡回及び監視を行っている。令和 3（2021）年度には防犯カメラの更新工事を実施し、敷地内全棟出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを 52 台設置した。

各実習棟には出入口すべてにスロープが設置されており、車椅子の利用に対応している。自動ドアやエレベーター、椅子式階段昇降機も設置している。

キャンパス内の各棟、建物内への誘導、トイレの場所などについては、視覚的に分かりやすいサインを設置している。本館内ではフロアごとの「案内サイン」とエレベーター内の「フロア案内」及び「エレベーター扉」を同色としている。建物外壁にはアルファベット記号を表示し、駐車場から各棟への案内誘導表示板も設置している。多目的トイレは 9 箇所を設置し、令和 3（2021）年度までにキャンパス内のトイレをすべて洋式へ変更、床の改修や LED 照明への切り替えも完了し、明るく清潔な空間を維持している。令和 6

（2024）年度は、構内における安全対策及び事故防止策として、敷地全体の危険個所を調査し、優先順位をつけたうえで次年度以降の中期計画を策定した。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学部の入学者数に関しては、入試区分の工夫や広報活動の成果等により志願者数が堅調に推移しており、安定した定員充足率を維持できている。大学院芸術文化専攻（修士課程）では、教員による積極的な働きかけや、内部進学希望者への丁寧な説明会の実施が奏功し、

令和6（2024）年度に定員充足を達成し、令和7（2025）年度には112%に達した。

学生生活支援においては、「学生サポートセンター（SSC）」の啓発活動や、献血・アルコールパッチテストなどのイベント展開により、学生のヘルスリテラシー向上に貢献している。また、「学年主担当制」により、学科会議において教職員が連携して学生の状況を共有し、早期支援に取り組んでいる。「入学準備プログラム」による入学予定者の基礎学力や教養の向上を図り、入学後の学修適応を支援している。学修支援ポータルサイト「NETBUS」を通じて、履修・成績情報等を一元管理し、教職員・学生の利便性が強化されている。

キャリア支援においては、低年次向けキャリアガイダンスの実施や、2年次にキャリア系必修科目を設けるなど、4年間を通したキャリア教育およびキャリア支援の体制が整備されている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学部の定員充足率については、一部の学科において、入学見込み者の辞退などが影響し年度によっては定員を下回る充足率となっている。また、大学院デザイン工学専攻（修士課程）及び芸術工学専攻（博士後期課程）では定員充足率が低い状況である。

学生生活支援においては、依然として「学生サポートセンター（SSC）」の利用への心理的ハードルが高く、学生が必要な支援にアクセスできていないケースがある。相談スペースの環境等のハード面の整備も必要である。サークルやチュートリアル活動などの課外活動については、その教育的効果や学生の成長との関連性を測る評価軸が未整備である。障害学生支援においても、支援ケースの増加に伴う新任教職員等のリテラシー向上が課題である。「入学準備プログラム」についても、その効果検証が十分でなく、学修成果との定量的な関係が明らかにされていない。

施設・設備面では、構内の路面陥没や転落の恐れのある個所等、歩行者にとって危険な場所が散見されたため補修等を行う必要がある。

キャリア支援においては、支援体制は整っているものの、学年間のキャリア教育・キャリア支援の接続が不十分な点もあり、教育成果が十分に発揮されにくい状況が課題となっている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者数については、学部では志願者数の動向を分析し、募集方法や入試制度の見直しを検討する。大学院では引き続き学部生への説明会等により内部進学者の増加を図るとともに、在学生の活動・活躍や研究内容・指導体制の魅力を伝える広報活動を強化することで、外部からの進学希望者の獲得を目指す。

学生支援においては、「学生サポートセンター（SSC）」へより気軽にアクセスできるよう案内方法を再構築し、ポータルサイトや SNS 等での情報発信を強化する。「ピアヘルパー制度」の認知度や運用面については、認定者による学内啓発や学習会等を実施し、運用体制を強化していく。サークルやチュートリアル活動の教育的意義を可視化するため、学修生活アンケート等に紐づけ、今後の評価方法等を検討する。さらに、障害学生支援の質を維持・向上させるために、新任教職員を対象とした支援リテラシー向上研修を段階的に導入し、全学的な支援意識の定着を図っていく。「NETBUS」活用の促進とともに、学修成果の可視化

とポートフォリオ機能を強化し、支援の質的向上を図る。

施設・設備面では、高低差のある敷地全体の安全面を見直し、危険個所をランク付けして改修計画を策定し、令和7(2025)年度に予算化した。

キャリア支援においては、令和7(2025)年度より、学生が4年間を通じて自らのキャリアパスを実現できるよう支援体制の強化を進める。全学年で「キャリア支援カルテ」を活用したキャリア面談を実施し、継続的かつ段階的な支援を図る予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)は、教育目的に定める「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」の実現のため、次の【表 4-1-1】のとおり定め、以下【表 4-1-2】の「4つの力と10の能力要素」を学修成果の目標として策定している。

【表 4-1-1】ディプロマ・ポリシー

学部/大学院	内容
学部	<p>東北芸術工科大学は、「芸術立国」を基本理念とし、本学の各学位プログラムの課程を修め、124単位の単位取得と必修等の条件を充たしたうえで、教育理念に定める、人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材の育成を目的としています。その実現のために、下記の「4つの力と10の能力要素」を身につけるべき力として、その修得をめざします。</p> <p>(1) 本質を見ようとする姿勢、純粋な目「想像力」 幅広い知識、多様な視点、豊かな美意識を持ち、世界に内在するさまざまな課題を発見し、説明できる。</p> <p>(2) 想いを形にできる力「創造力」 発想・直感から創り上げたイメージを、具体的に表現し伝えることができる。</p> <p>(3) 問題提起と解決への強い意志「意志」 [芸術学部] 自立した「個」の確立を目指し、その強い意志と芸術の力によって、社会に向けて新鮮で本質的な価値観を提起できる。 [デザイン工学部] 社会のためにデザインの力を用いる姿勢と強い意志を身につけ、困難な問題に対する解決策を提案できる。</p> <p>(4) 社会的・職業的自立のための能力・態度「社会性」 職業観、勤労観を培い、社会人としての基礎的資質・能力を形成し、積極的に社会参加できる。</p>
大学院 芸術工学研究科 修士課程	<p>(1) 芸術・デザインの歴史を学ぶ意味を理解し、その継承と進展を目的として、真摯な学究的態度で専門研究に取り組むことができる。…「歴史理解に基づく専門研究の追求」</p> <p>(2) 人間社会と芸術・デザインの間を、論理的に検証・構築し得る、批評的態度と言語を体得している。…「論理的思考と批評眼の習得」</p>

	(3) グローバルな視野と同時に、足元の地域や自然環境への愛情を持ち、利他的態度で社会に貢献できる。…「東日本復興をはじめとする、地域課題を解決するための研究をするという態度の醸成」
大学院 芸術工学研究科 博士後期課程	自立した専門家として、独創的な研究や制作を展開するための高度な能力が十分に開発され、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力を習得し、社会の変革を先導する統率力が身についている。

【表 4-1-2】 4つの力と 10の能力要素

身につけるべき力 (4つの力)	能力要素 (10の能力要素)	内容
本質を見ようとする姿勢、純粹な目「想像力」	知識・理解	人間、社会、自然に関する体系的知識の習得と理解
	思考力	正しい情報をもとに、物事を理論的・体系的に考えぬく力
	課題発見力	対象の本質や成り立ちを探求し、その課題を考えぬく力
想いを形にできる力「創造力」	発想・構想力	豊かな感性からの直感を、概念・イメージなどにまとめあげる力
	表現力	概念・イメージなどを、適切な技術・技法を用いて様々な媒体によって視覚化する力
問題提起と解決への強い意志 「意志」	倫理性	[芸術学部] 自らの良心に従い、社会のために芸術の力を用いる姿勢 [デザイン工学部] 自らの良心に従い、社会のためにデザインの力を用いる姿勢
	実行力	[芸術学部] 主体性を持って粘り強く課題に取り組み、周囲を動かし確実に実行する力 [デザイン工学部] 自ら設定した課題に粘り強く取り組み、周囲を動かし確実に実行する力
社会性・職業的自立のための能力・態度「社会性」	基礎学力	読み・書き・計算・コンピュータリテラシー、情報リテラシー
	自己管理能力	自らを律し将来の成長のために主体的に学ぼうとする力
	人間関係形成力	多様な他者を理解し、自分の考えを正確に伝えつつ、他者と協力・協働して社会に参画する力

ディプロマ・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり策定しており、「学修・学生生活サイト」を通じて周知している。

単位認定基準

1 コマ 80 分の授業を 14 週で行っている。単位数は 80 分の授業時間を 2 時間相当の学修時間とみなし、事前・事後の学修も合わせた時間で設定している。1 単位 45 時間の学修時間が求められるため「授業時間外」での学修時間を必要としている。

単位は、当該授業科目に 3 分の 2 以上の授業参加（出席）があり、シラバスで示す評価方法・基準により、学修成果の成績評価が「D」（合格）以上の場合に付与することとしている。

る。成績評価は、次の【表 4-1-3】のとおり A・B・C・D・F の 5 段階としており、いかなる理由があっても授業時間数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は、評価の対象とはしていない。ただし、教育実習や指定感染症など学生本人の責によらない理由により授業を欠席した場合は、当該欠席が学生にとって成績評価上の不利益を受けないことがないよう、必要に応じて授業で配布された資料の提供や授業範囲の伝達、また授業ポイントの説明などにより配慮している。

【表 4-1-3】成績評価

合否	評価		GP (グレードポイント)
合格 (単位付与)	A	成果が特に優れている	4.00
	B	成果が優れている	3.00
	C	成果が普通である	2.00
	D	単位は認められたが、もっと努力が必要	1.00
不合格	F	授業の重要で基本的な要素を理解していない (59 点以下)	0

成績評価は、シラバスに示す評価方法・基準による中間・期末試験、レポートや課題・作品提出などの学修成果の結果、授業で積極的な質問をするなどの授業態度、授業の要点と質問を短くまとめたミニレポートの提出状況、さらには他学生とのグループワークや地域に赴くフィールドワークの参加状況などを総合的に評価して行っている。現在、ディプロマ・ポリシーに定める「4 つの力と 10 の能力要素」に沿った「ルーブリック」は、「卒業研究」及び「卒業制作」について全学部・学科で策定され、運用されている。

各教員によるシラバス作成時においては、重要事項が明記された「シラバス作成要項」を、兼任教員を含む授業担当教員全員に配布し、周知徹底を図っている。シラバスには授業科目ごとに「科目の目的」「身につけるべき力」「到達目標」「授業概要」「授業形態」「関連科目等」「評価方法」「授業計画」「授業日」「授業担当者」「授業テーマ・主題及び内容・学習目標」「事前・事後学習内容」「課外時間」などを明記している。授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係については、各授業科目のシラバスに「身につけるべき力」とそれに対応した「到達目標」として掲載し、学生へ周知している。

単位認定は、シラバスの評価方法・基準に基づき授業担当教員が行っている。毎学期、教務部長から授業担当教員に対して成績評価等の基準に関するマニュアルを配布し、【表 4-1-3】に示した 5 段階評価の内、A・B 評価の割合を 35%以内かつ A 評価の割合を 10%以内にするといった基準を定めて通知することで、厳格な単位認定を行っている。学期ごとに成績が確定した段階において、学生には単位修得状況や GPA の推移を視覚化した「パーソナルスコア」を配付し、学生自身に振り返りを促している。また、学生の保証人にも同資料を送付している。

4 年間の学修の集大成となる「卒業研究」及び「卒業制作」の単位認定においては、令和 3 (2021) 年度から「ルーブリック評価」を全学部・学科で導入している。卒業時には「学位記」と合わせて単位修得状況と GPA の推移、外部アセスメントテスト「PROG テスト」の結果に基づいたディプロマ・ポリシーの達成度を視覚化した「学修成果状況」を卒業生全員に配付している。

卒業認定基準

「東北芸術工科大学学則」第 48 条に卒業について定められており、毎年度教授会の議を経て学長が卒業を認定している。卒業に必要な在籍期間、修得単位数及び学位授与については、次の【表 4-1-4】のとおり設定している。

【表 4-1-4】在籍期間・修得単位数・学位

在籍期間	修得単位数	学位
4 年～8 年	124 単位	芸術学部 学士（芸術） デザイン工学部 学士（デザイン工学）

他大学等における既修得単位の認定単位数の上限については、「東北芸術工科大学学則」第 33 条第 3 項及び第 34 条第 2 項に、60 単位を上限とすることを定めている。

修了認定基準

「東北芸術工科大学大学院学則」第 38 条に修士課程の修了要件が定められており、「東北芸術工科大学大学院学則」第 7 条において、学長が修了者を決定するにあたっては研究科委員会が意見を述べるものとしている。

修了認定基準及び学位授与については、「東北芸術工科大学学位規程」「修士論文等審査内規」及び「学位授与（博士）に関する内規」で定めている。

大学院芸術工学研究科修士課程では、次の（1）から（3）を満たした場合において修士の学位を授与すると定めている。

- （1）所属専攻及び他専攻の共通科目と、特別研究科目修得単位を合わせて 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文または特定の課題の研究成果についての審査及び試験に合格する。
- （2）審査及び試験は、指導教員 1 人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する 2 人以上の審査員を加えて行い、修士論文等やその関連する分野について口述または筆記により行うものとする。
- （3）2 年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として 1 年以上在籍すれば足りるものとする。

大学院芸術工学研究科博士後期課程では、次の（1）から（3）を満たした場合において博士の学位を授与すると定めている。

- （1）10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び試験に合格する。
- （2）審査及び試験は、指導教員 1 人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する 2 人以上の審査員を加えて行い、博士論文等やその関連する分野について公開口頭試験により行うものとする。
- （3）3 年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として 2 年以上在籍すれば足りるものとする。

「東北芸術工科大学大学院学則」第 38 条に修士課程の修了要件が定められており、「東北芸術工科大学大学院学則」第 7 条において、学長が修了者を決定するにあたっては研究科委員会が意見を述べるものとしている。

卒業／修了研究・制作展

卒業・修了判定の成果発表の場として、毎年 2 月に本学キャンパスを会場に全学部・学科及び大学院研究科による「卒業／修了研究・制作展」を開催し、学生の作品展示や論文発表を行っている。会期中は外部ゲストによる公開講評や学生自身による作品解説なども企画され、地域住民をはじめ様々な来場者に対して、広く学修成果を公開している。令和 6(2024)年度は、来場者数（受付時パンフレット配布人数）は 6 日間で累計 5,818 人に及んだ。

平成 26(2014)年度から開催している東京での卒業・修了制作展としては、令和 6(2024)年度、東京都美術館にて「東北芸術工科大学 卒業・修了展【東京選抜展】」を実施し、同時期に国立新美術館にて、京都芸術大学と東北芸術工科大学の学生選抜展「Double Annual 2025」を実施した。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）については、令和 6(2024)年度の新カリキュラム導入を踏まえて、次の【表 4-2-1】のとおり定めている。カリキュラム・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

【表 4-2-1】カリキュラム・ポリシー

学部／大学院	内容
学部	<p>教育課程の編成</p> <p>学部のカリキュラムは、全学共通の《基盤科目》、各学科・コース毎に開設の《専門科目》から構成され、これらが相乗効果を生み出すことで、ディプロマ・ポリシーに定める 4 つの力と 10 の能力の修得を可能としています。また、《基盤科目》と《専門科目》を通じて、創造的な能力を備えた人材の育成に取り組むとともに、社会の革新を目指す「芸術立国」のために《進路教育》にも力を注ぎます。</p> <p>《基盤科目》</p> <p>芸術やデザインを学ぶ大学にふさわしい教養教育を体系的に構築し、学生一人ひとりの</p>

	<p>創造性と個性を引き出すことを目指しています。初年次に必要な基礎科目群に加え、学生が専門分野を創造的に広げ、深化させるためのクリエイティブ教養科目群を提供します。また、他学科・コースの専門科目を共有する仕組みを取り入れ、分野を超えた幅広い知識の習得を可能にします。この《基盤科目》は、豊かな発想力や問題解決能力を備え、自ら考え行動できる、クリエイティブな生き方を実践する人間の育成を目指します。</p> <p>《専門科目》 専門的知識と作法の修得等を目的とした講義と実習による基礎課程と、より実践的なPBL 演習を中心とした専門課程によって構成され、特に専門課程では、各学科・コースの独自性を生かしながら、実社会との関わりを意識させる、地域・産業との連携演習を常態化することで、学生の能動的姿勢と取組を高いレベルで要求する教育を行います。</p> <p>《進路教育》 キャリア科目等の正課授業だけでなく、入学時ガイダンス、初年次教育、年に二度行う担当教員との面談、3年後期からの各種のキャリア支援等まで含めた一体的な意識形成プログラムとして取り組み、本学で学んだ芸術・デザインを、自らの人生と社会のためにどう生かすのかについてきめ細かく指導します。</p>
<p>大学院 芸術工学研究科 修士課程</p>	<p>[芸術文化専攻]</p> <p>(1) 領域それぞれの歴史背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「知の追求の場」を目指す科目</p> <p>(2) 領域を越境した学びと対話を通して「理論的思考」「批評眼」を備えた学生の育成を目指す科目</p> <p>(3) グローバル・ローカル問わず自身が定めた進むべき世界へ、学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目</p> <p>-----</p> <p>[デザイン工学専攻]</p> <p>(1) 各領域の歴史や背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「課題解決、発想探求、もしくは問題提起」を目指す科目</p> <p>(2) 領域を越境した学びと、対話を通して「理論的思考」「批評的態度と言語」を備えた学生の育成を目指す科目</p> <p>(3) グローバルな視野を持つと同時に地域に対する思慮を持ち、自身の研究を利他的態度で社会に貢献できる環境について学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目</p>
<p>大学院 芸術工学研究科 博士後期課程</p>	<p>芸術によって育まれた感性と良心を基礎とし、自立した専門家として、未来の創造を先導する人材の育成を目指す。</p> <p>社会に一石を投じるような独創的な研究や制作を展開するための高度な能力を養成するとともに、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力、社会の変革を先導する統率力を育成する。</p>

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに定めた「4つの力と10の能力要素」に基づき、教育課程編成や授業科目内容及び教育方法をカリキュラム・ポリシーに明示している。また、すべての学科・コースが「カリキュラムマップ」を作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを客観的な視点で「見える化」している。

各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに定めている「身につけるべき力（4つの力と10の能力要素）」との関係を明記することを必須としている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成しており、令和6(2024)年度より新カリキュラムをスタートさせた。

教育課程は ①芸術・デザインを学ぶうえでの基礎と社会人として自立するための汎用力を学ぶ「基盤科目（全学共通）」②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「アート&デザイン エクспанション科目」③学科の専門的知識と作法の修得等や実践的 PBL（Project Based Learning）演習を中心とした「学科科目」の3つに分類している。

「基盤科目（全学共通）」では、7つの分野から学べるカテゴリー（環境・地域、ICT、社会力、人文社会、自然科学、グローバルコミュニケーション、アート&デザイン）を用意し、学ぶべき科目をわかりやすく整備している【表 4-2-2】。

【表 4-2-2】基盤科目（全学共通）7分野

分野	内容
環境・地域	芸術・デザイン活動の背景として、環境と地域社会の諸問題について理解を深め、未来に向けてその解決策を見出すための見識を養う。 芸術・デザインが取り組むべき社会的課題を見つけるだけでなく、良識ある一市民として個人の生活を顧みること、望ましい社会変革活動への参加を促すことなどの意識付けも目指す。
ICT	AI 等の進化に伴い ICT の利活用が創造する未来は、社会的課題を解決する様々なイノベーションを可能にすると期待されている。このような ICT リテラシーの基礎として、IT、コンピュータ、プログラミングの知識とスキルを身に付ける。
社会力	社会人基礎力の 12 の要素を理解し、自らのキャリアに還元していくことを目的とし、社会の一員として、協働していくことを理解する。
人文社会	アートやデザインの力による社会課題の解決を掲げ、それを担う人材の育成を目指している。その前提として、「社会と文化」の成り立ちと仕組みを教えることが必要である。人文社会分野カリキュラムが、その役割を担う。
自然科学	自然界の現象の科学的な扱い方を知る。実験・観察・数理によって、対象の記述・説明、さらに事実間の一般法則を見いだすを得る。
グローバルコミュニケーション	自国以外の言語や文化、習慣、諸問題を知り、学ぶことを通じて、クリティカル・シンカーに求められる教養を身につける。
アート&デザイン	芸術・デザインの基礎として、美術だけに限らず、音楽、デザイン、映画、ファッション、文芸も含むクリエイション全般に対する教養力を高め、総合的な判断と創造力を養う。

初年次教育として、全学科混成の必修科目である「スタートアップゼミナール」を開講している。ここでは、本学で学ぶ意味と意義を理解させ、「高校までの学習」から「大学での学び」へスムーズに移行させることにより、4年間の学修を充実したものにするための基礎力を身に付けさせている。また、当該科目の各プログラムを反復することで、PDCA のスパイラルを回し自発的に取り組むよう意識づけを図り、地域社会における大学生としての役割と、社会人としてのコミュニケーションについて理解することを目指している。個人作業からグループワーク（時にはクラスを超えた大人数でのワーク）まで、状況や設定を変えて

学びを深める。各プログラムを通して、多様な学びを体験することで対応力を高めるとともに、自身の考えを言語化するなどの経験を繰り返すことで、大学生としての基礎力や汎用的能力を磨く。

また、全学共通科目では、クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を目指す「芸術立国」の理念を実現するため、進路教育の一環として2年次必修科目である「キャリア形成論」や3年次選択科目の「キャリア設計論」などを開講している。

「アート&デザイン エクспанション科目」では、学生が学科間で共通する専門的な知識や技術を学ぶことで学科の専門性を俯瞰できるような幅広い知識を修得するため、他学科で開講している科目の履修を可能にしている。学生は所属する学科以外の10学科が開講している科目（主に講義科目）を履修することができる。

「学科科目」では、全学科・コースが「カリキュラムツリー」を作成し、学生及び教職員へ明示したうえで、これらの方針に沿った体系的な授業科目を展開している。また、専門教育の課程においても学科の特性に沿った「キャリア支援科目」を開講している。

教育課程の編成にあたっては、前年度の8月時点で学科・コースごとに次年度「教育計画」の提出を求めている。教育計画の内容は学部長によるヒアリングの後、学長会において点検が行われ、各学科・コースの課題等が共有される。

履修登録の上限単位数は、次の【表4-2-3】のとおり設定している。直前学期の単期GPAを基準に、卒業要件に含まれる科目・単位数を対象としており、資格課程など査定外科目（必要条件以外の科目）については、上限の単位数に含めていない。

【表4-2-3】履修登録上限単位数

1年前期の上限	22単位		
直前学期GPAと当該学期の上限	1.5未満	1.5以上3.0未満	3.0以上
	18単位	24単位	上限なし

演習科目においては、基礎、応用、発展の段階別設定を行い、学びのステップを明確にしている。

4-2-④ 教養教育の実施

「東北芸術工科大学基盤教育研究センター設置規程」に基づき「基盤教育研究センター」が「基盤科目（全学共通）」の課程編成を統括している。基盤科目は、7つの分野（環境・地域、ICT、社会力、人文社会、自然科学、グローバルコミュニケーション、アート&デザイン）に分類し、「基盤科目カリキュラムマップ」として示している。各分野には分野長を配置し、月1回、分野長会議を開催している。分野長の主な役割は、各分野における授業全体の計画策定と進捗管理に加えて、基盤科目担当の非常勤講師も含めたディレクションを行っている。分野長会議では、下記のような項目について協議を重ねることで授業の質の向上と改善に結びつけている。

- ・計画した授業が適切に行われているか
- ・ピアレビューの実施

- ・成績評価方法が適切か
- ・ルーブリックに基づき成績評価が行われているか
- ・授業評価アンケートの回答率向上方策の検討
- ・ITの活用など工夫された授業の共有

各分野の科目において卒業要件単位数を設定し、学生へ文理融合・領域越境の学びを促している。

教務部長直轄で理念科目の編成や初年次教育の内容等を検討する「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」も定期的に開催しており、授業内容の確認及び検討を継続的に行っている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

英語教育では、オンデマンド配信による「eラーニング」を導入している。教員が定期的に学生の進捗状況を管理しながら、学生が主体的に学習する能動的な学びの実現を目指している。専門教育における演習科目では、学生が地域や企業と積極的に関わりながら、まちづくりやデザインの現場で積極的に学ぶことができる「コミュニティ・ベースト・ラーニング（C.B.L.）」の手法を取り入れている。その内容はフィールドワーク、ボランティア、産学連携などに及んでいる。

図書館内には「ラーニング・コモンズ」を整備し、学生が授業の合間に自主的な学習に取り組めるような環境を整備している。

学期末には学生への「授業評価アンケート」を全開講科目で実施しており、結果については学生及び教職員へ学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、公開している。

「授業評価アンケート」については、令和5（2023）年度から、より具体的な内容を把握するために「チェック方式」による回答とし、賛否の数により点検するなど質問方法と内容を改定した。全開講科目の中で評価平均下位5%科目の回答の科目の担当教員並びに学生からの授業評価アンケートの回答率50%未満の科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」が「現状報告および授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学生の学修成果は、GPA・成績分布状況及び外部テスト結果、就職内定率、卒業時就職満

足度アンケート結果、卒業生アンケート結果等により評価している。

教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で、三つのポリシーに則した評価指標に基づき、学生の学修成果を点検・評価する「アセスメント・ポリシー」を定めている。点検・評価については、「機関（大学）レベル」、「教育課程（学科）レベル」、「授業科目（科目）レベル」、「学生レベル」の4つのレベルにおいて多面的に行っており、結果をフィードバックすることでディプロマ・ポリシー全体の評価を行い、改善につなげている。

機関（大学）レベルの評価

学生が卒業時にディプロマ・ポリシーに到達しているか否かを評価するため、GPA や修得単位数、外部アセスメントテスト結果のほか、就職内定率や教員採用試験合格者数・合格率、卒業生アンケート結果等を活用している。

教育課程（学科）レベルの評価

年度ごとのGPA や修得単位数だけでなく、正規雇用率、進路選択パターン別決定割合や、学修成果アンケート結果等を活用している。学修成果の点検・評価のために外部アセスメントテスト（「PROG テスト」）により成果の可視化を図っている。

授業科目（科目）レベルの評価

成績分布状況や、授業評価アンケート結果を活用している。学期ごとに成績評価等の基準に関するマニュアルを授業担当教員へ配布することで、成績評価の信頼性・妥当性を確保し、厳格な成績評価を行うよう周知している。成績分布状況及び授業評価アンケート結果は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生及び教職員に公開している。

学生レベルの評価

各々の学生が毎学期・学年で学修目標を定め、「学修ポートフォリオ」や学修支援ポータルサイト「NETBUS」などを活用しながら自己評価し、学修計画や学習方法の改善を行っている。これらの学生によるPDCAサイクルの運用を、学科教員と学科・コース担当職員が支援している。

これらの評価指標は「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」に基づき、「IR 推進室」が分析を行っている。入学者選抜の妥当性を高めるため、すべての入試区分別に入学後の学修状況等の調査・検証も行っている。また、学修成果の点検・評価のための外部アセスメントテスト（「PROG テスト」）を、1年生及び3年生の全学生を対象に実施している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

前述した学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて「学長会」及び「代表教授会」等でフィードバックされている。

「学長会」では、学科・コース別就職率、進路満足度、各種アンケートの分析結果、入学者選抜状況等について点検・評価を行っており、結果については各学科・コースにフィードバックしたうえで改善を求めている。評価にあたっては、全学科・コースの志願状況や各種アンケートの分析結果、就職内定状況等が一覧できる「学修成果等学科（コース）データ」を活用している（【図 4-3-1】教学マネジメントシステム及び教学に関わる内部質保証システム体系図参照）。

前年度の教育に対する「自己点検・評価報告書」及び次年度「学科（コース）目標」を学科長及びコース長が作成し、学部長によるヒアリングの後に学長会で審議を行っている。結果については学部長がとりまとめ、学科長・コース長へフィードバックしている。

「代表教授会」では「学修成果アンケート・学生生活アンケート」の分析結果や進路状況について点検・評価を行っている。

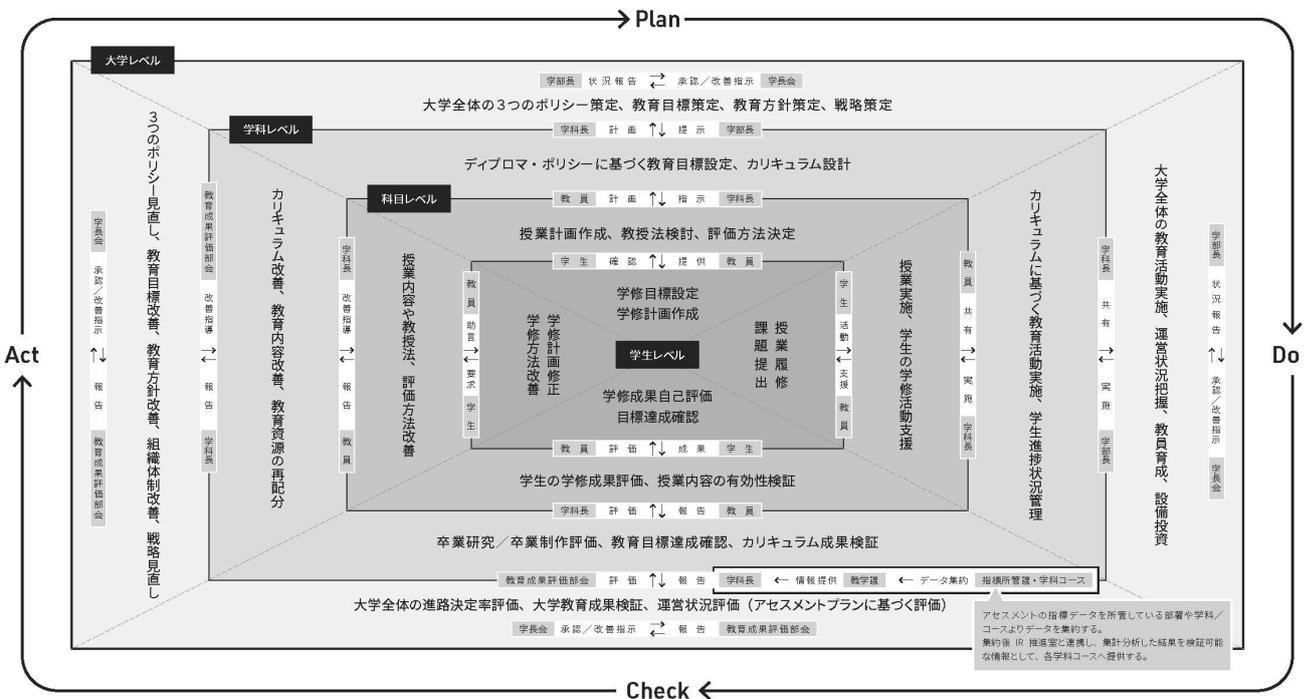
卒業生の就職状況等に関しては、本学卒業生の就職先企業及び卒業生へアンケートを実施し「学修・学生生活サイト」で調査結果を公表するとともに、調査結果は「代表教授会」にて共有し、教育活動等の改善に反映させる仕組みを構築している。

【図 4-3-1】教学マネジメントシステム及び教学に関わる内部質保証システム体系図

東北芸術工科大学 教学マネジメントシステム及び教学に関する内部質保証システム体系図

下記の主な各委員会が、Plan・Do・Check・Actのそれぞれに関与しながら、教育の質向上を実現していきます。

教務委員会 P： 方針やカリキュラム、目標を指定する D： 審議をモニタリングする C： 各成果を評価する A： 支援方法や評価基準等の見直しを提言する	FD委員会 P： 研修を企画する D： 研修を実施する C： 研修成果を評価する A： 研修プログラムを改善する	IR推進室 P： 各データ収集の計画を立てる D： 各データを収集する C： 各成果データを分析する A： データに基づいて改善を提議する	外部評価委員会 P： 外部評価計画を指定する D： 外部評価を実施する C： 成果等を外部機関で評価する A： 外部評価に基づく改善を提議する
---	---	--	--



[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

ディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の可視化を進める取り組みとして、令和元(2019)年度に「4つの力と10の能力要素」と「PROGテスト」を紐づけ、学生の成長や教育の成果を数値的に検証する体制を構築した。これにより、4年間の学びの到達度を客観的に把握し、教育内容の改善に活用している。

基盤科目(全学共通)のカリキュラム編成においては、学生の基礎的・汎用的能力(リテラシー)の育成のための初年次教育を重視しており、学生の主体的な学びを促進している。また、キャリア形成支援の一環として、「キャリアデザイン」科目が開設されており、学年に応じたステップで職業観の醸成と社会的自立を支援している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

カリキュラム体系の整備は進んでいるものの、教育成果の可視化が不十分かつ可視化された学修成果の分析結果が教育改善に十分に活用されていない点が課題である。また、学修成果の評価指標やルーブリックが不明確であるケースも見受けられるため、学生にとってわかりやすい表現に改善する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修成果の分析に基づく教育改善の仕組み強化と、教育内容の体系化を重点的に進める。各科目においては、シラバス記載の学修目標と評価方法の整合性を見直すとともに、ルーブリックの精度を高めながら推進していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は「学校法人東北芸術工科大学組織規程(以下「組織規程」という)」第2条第2項において「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を総理し、教育職員を総督する」としており、学長を大学運営の意思決定に関する最高責任者と位置付けている。「東北芸術工科大学学則(以下「学則」という)」に定める入学許可(第22条)、休学(第42条)、復学(第43条)、転学(第44条)、留学(第45条)、退学(第46条)、除籍(第47条)、卒業(第48条)、表彰(第50条)及び罰則(第51条)においても、学長が意思決定することを明確に規定している。

大学の運営に際しては、教学及び事務局の責任者が一体となり教学全般にわたる諸課題

に柔軟かつ迅速に対応するため「東北芸術工科大学学長会設置規程(以下「学長会設置規程」という)」により、学長の下に「学長会」を設置し、学長が議長となりリーダーシップを発揮できる体制を構築している。学長会では「学長会設置規程」第3条により、次の事項(1)から(6)に関する基本方針について審議及び協議を行っている。

- (1) 大学の将来構想、戦略策定に関する事項
- (2) 学部教育課程編成及び大学院教育課程編成に関する事項
- (3) 教育組織、自己点検・評価、外部評価等を含む教育に関する事項
- (4) 入学試験及び学生募集に関する事項
- (5) 進路支援及び学生生活支援に関する事項
- (6) その他教学全般に関わる重要な事項

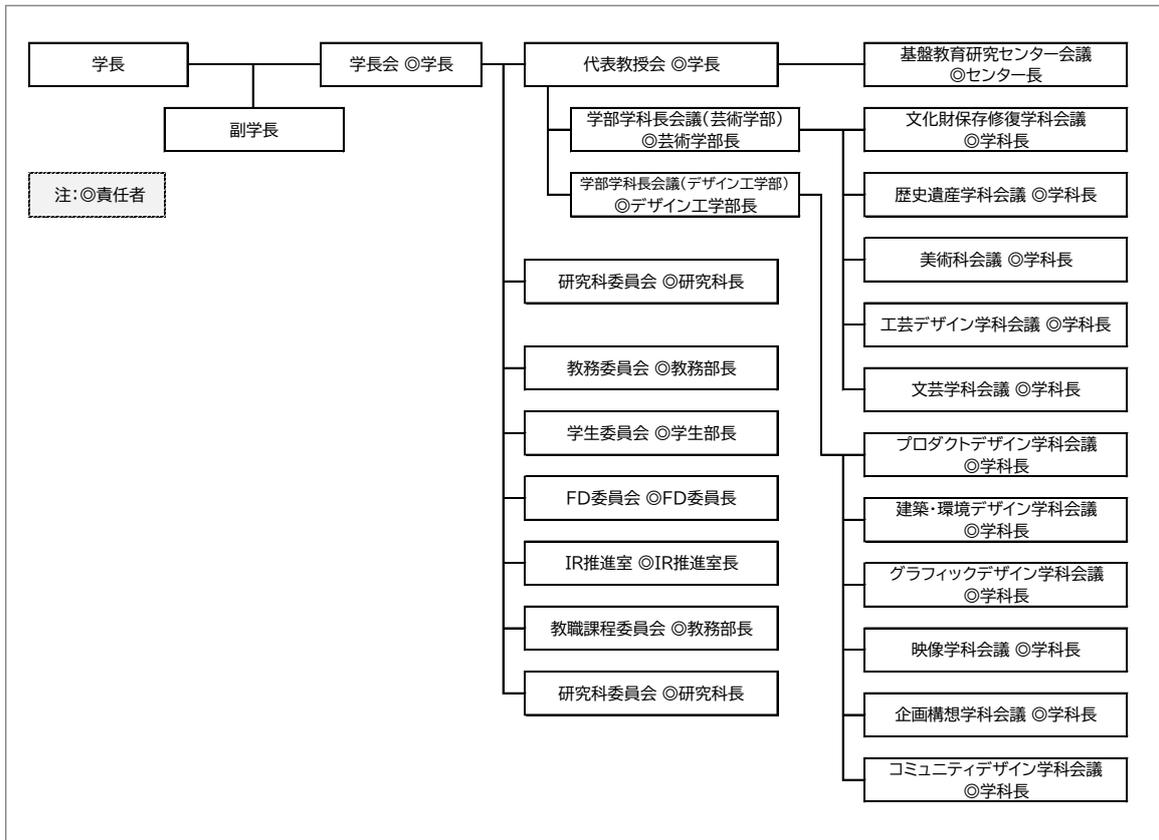
学長会は、原則として毎週1回開催している。メンバーは「学長会設置規程」第4条により、学長、副学長、研究科長、学部長、基盤教育研究センター長、事務局長及び教学2課長のほか、理事長、副理事長及び理事の法人役員、また事務局の部長職、学生募集、学生生活支援及び進路支援の担当課長で構成されており、学長は教学全般の諸課題に対して出席メンバーから幅広く意見を聴取することで、総合的な観点から迅速に意思決定できる体制を整えている。

学長を補佐する副学長は「組織規程」第3条において「大学に副学長を置くことができる」としており、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどるとともに、学長に事故がある時、または学長が欠けた時は、その職務を代理し代行できる体制を整えている。現在、学長裁定による副学長の担当分野は「学生支援」及び「特命事項」としており、主な校務は①学生の支援(学生相談・障害学生支援)に関する事 ②学生の課外活動に関する事 ③学生の事件・事故に関する事 ④キャンパス・ハラスメント防止に関する事 ⑤学科・コースの教育力強化に関する事 ⑥その他学長が特に命ずる事項に関する事 ―と定めている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学の使命・目的等の達成に向けて学長がリーダーシップを発揮できるよう、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した全学的教学マネジメント体制を、次の【図5-1-1】のとおり整備している。

【図 5-1-1】全学的教学マネジメント推進体制図



学部については、「組織規程」第4条第1項に「学部に学部長を置く」としており、学部長の役割を第4条第2項において「学長を補佐し、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各学科については「組織規程」第5条第1項に「各学科に学科長を置く」としており、学科長の役割を第5条第2項において「学部長を補佐し、所属する学部長の命を受けて、当該学科の教育及び研究に関する業務を管掌する」と定めている。

大学院については、「組織規程」第6条第1項に「大学院に研究科長を置く」としており、研究科長の役割を第6条第2項において「学長の命を受けて、大学院の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各専攻については、第6条の2第1項に「大学院の各専攻に専攻長を置く」としており、専攻長の役割を第6条の2第2項において「研究科長を補佐し、研究科長の命を受けて、当該専攻の教育及び研究に関する業務を管掌する」と定めている。

「学長会」のほか、学長が主宰する「代表教授会」、学部長が主宰する「学部学科長会議」、研究科長が主宰する「研究科委員会」等を設置している。「学則」第10条においては、学長が次に掲げる教学に関する重要事項(1)から(3)について決定を行う際に、教授会が意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

「代表教授会」は、原則として毎月 2 回開催している。構成メンバーは学長、副学長、学部長、基盤教育研究センター長、入試部長、教務部長、学生部長、就職部長、高大連携推進部長、広報部長及び各学科長、事務局から事務局長、各課長が加わり、上記事項 (1) から (3) 及び学長・学部長が司る教育研究に関する事項について意見を述べるができるとしており、学長は教学全般の状況や様々な諸課題に対して広く意見を聴取している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

大学事務局の組織体制は「組織規程」第 11 条に基づき整備されており、各部門における役割は「事務分掌」に整理されている（組織図は前述の【図 3-2-1】のとおり）。

教学部門の業務を担う組織としては、芸術学部・大学院の教務及び学生生活支援企画の実務を担う「教学 1 課」、デザイン工学部の教務及び教務企画開発の実務を担う「教学 2 課」、学生募集・入試実施の実務を担う「入試課」、就職支援の実務を担う「キャリアセンター」の 4 課を置いている。各課には学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置しており、各学科会議には上記部門から担当職員が出席し、教員と職員それぞれの立場から提案を行い議論するなど「教職協働」による実務が遂行されている。事務局長は教学部門 4 課の担当課長と総務部長を交えて「教学関係ミーティング」を毎月 1 回実施し、大学教育の根幹となる「三つのポリシー」と関連付けた運用面の相互確認及び「事業計画」で定めた目標達成に向けて進捗状況の確認を行っている。

また、経営・財務面その他業務面を担う組織としては、法人運営、広報、寄附金関係を担う「法人企画広報課」、研究支援並びに受託業務を始めとする地域連携を担う「地域連携推進課」、人事労務及び福利厚生等を担う「総務課」、会計・財務を担う「経理課」、施設設備管理、情報システムを担う「情報・施設課」、学食運営を担う「食育推進室」を置いている。

各組織には適切な人員を配置し、各課が相互に連携を図りながら機能的な大学運営が行われるよう努めている。

事務局職員の採用については、公募を原則とし、教員同様に「本学の建学の理念に共感し、ビジョンの達成に向けて情熱を傾けることができる人物であるか」という視点を重視しながら、総合的に判断している。採用手続きは、当該年度の全体の採用計画を「戦略会議」にて審議し、承認後に公募を開始している。選考にあたっては、書類選考・一次面接・二次面接を経て、理事長及び副理事長の最終面接により採用者を決定している。

また、事務局職員の昇任については、職員人事給与制度で定める昇格基準に基づき決定している。一般職層は基準に合致すれば自動昇格とするが、管理職層は評価に基づき候補者を選定し、最終的に理事長面談を経て決定するノミネート昇格としている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員数は、教育目的・教育課程に即して、大学設置基準が定める基準数を確保し、適切に配置している。研究科については学部教員が兼担し、大学院設置基準に準拠した教員数を確保している。

教員の採用は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の採用手続きに関する規程」に基づき実施している。公募を原則に広く適任者を求めるものとし、各学科等における専門分野や職位・年齢構成はもとより「本学の建学の理念に共感し、ビジョンの達成に向けて情熱を傾けることができる人物であるか」という視点を重視しながら、研究業績・教授能力等を踏まえ総合的に判断している。

また、令和 4（2022）年度より導入した女性教員の確保に向けた取り組み「ポジティブ・アクションに基づく女性教員の積極的な採用制度」の運用により、教員の男女構成比率も改善されている。

採用手続きは、「学校法人東北芸術工科大学教員選考委員会設置規程」に基づき、当該年度の全体の採用計画を「常任理事会」へ諮った後、学科の意向を尊重しつつ、再度「常任理事会」にて個々の採用案件にかかる「採用方針―求める人材像」について審議を行い、承認後に公募を開始している。選考にあたっては、書類選考・一次面接を経て、模擬授業の実施及び学長が議長を務める「教員選考委員会」において二次面接を実施し、理事長の最終面接により採用者を決定している。

教員の昇任は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の昇任人事に関する規程」に基づき、授業評価アンケート結果、ゼミ指導学生の就職内定率データ、学生募集に対する貢献度及び教員ポートフォリオ等過去 3 カ年の業績評価等を基に審査している。

審査にあたっては、学科長等の推薦により、学部長が候補者の原案を作成し、学長会での意見聴取を経て「教員選考委員会」にて面接審査を行い、最終決定している。ただし、教授昇任候補者については、最終的に理事長面接を経て昇任者を決定している。

なお、業績評価については、令和 6（2024）年度に新たに「教員人事給与制度」を導入し、評価と処遇が連動する仕組みを整備した。また、教員の 4 つの職務について「教育」、「学生支援・進路指導」、「大学運営・学生募集」、「研究制作・地域貢献」に改めるとともに、これに紐づく形で《目指すべき教員像》および《業績評価指標》を具体的に定めることで、大学が目指すべき方向や自身に求められる役割を理解し、教育活動等に取り組むことができるようにしている。

さらに、評価の種類についても、従来の教員個人ごとの成果や業績を評価する「個人評価」に加え、組織的な教育活動を促進する観点から「組織評価」を設定し、教員がチームとなり、大学の理念の実現に向け一致協力して取り組むことができるような体制を構築している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

「東北芸術工科大学 FD 委員会規程」に基づき、学長会の下に「FD 委員会」を設置している。FD 委員会では次の (1) から (6) の事項を審議することとしており、前年度の事業報告を基に各年度の事業計画を定め、組織的な FD 活動を推進している。

- (1) 教員の能力開発全般に関する事項
- (2) 授業方法の改善に関する事項
- (3) 高等学校との接続教育に関する事項
- (4) 学習成果及び授業評価に関する事項
- (5) 学生の学修・生活指導全般に関する事項
- (6) その他 FD に関する重要事項

令和 6 (2024) 年度は、「主体的な学びを促進する教育手法の研究」「他大学・機関との連携による FD 展開」「全専任教員・研究員の FD 活動参加」を目標に掲げ、研修会では「学びのユニバーサルデザイン (UDL)」や「ルーブリックの点検と作成」等をテーマに実施した。ディプロマ・ポリシーに直結する「卒業研究」及び「卒業制作」におけるルーブリックの策定は、令和 2 (2020) 年度から継続して取り組んでいる。

また、毎年度、「学生 FD 委員」を任命し、半年に一度、FD 委員の教員と学生 FD 委員による意見交換の場を設けている。

学生への「授業評価アンケート」は、令和 5 (2023) 年度から、より具体的な内容を把握するため「チェック方式」による回答とし、賛否の数により点検するなど質問方法と内容を改定した。全開講科目の中で評価平均下位 5% 科目の回答の科目の担当教員並びに学生からの「授業評価アンケート」の回答率 50% 未満の科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」が「現状報告および授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。その結果、「授業評価アンケート」の全学平均値は、令和 6 (2024) 年度において、前期 3.45、後期は 3.48 と学期ごとに向上しており、着実に改善が図られている。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学を取り巻く競争環境の変化、学生の多様化や質的变化、学校法人のガバナンス強化など大学経営上の様々な対応が求められる状況下において、「複雑化に対応できる職員の育成」及び「職員の成長を大学の繁栄に結びつける」ことを目指し、令和元 (2019) 年 6 月から

「職員人事給与制度」を導入し、運用している。この制度は、職員としてのキャリアステップを7段階の等級として定め、等級ごとに求められる「期待役割」「能力・行動基準」及び「思考・姿勢」を具体的に明示し、職員自身が配置等級で期待される役割を理解したうえで業務に取り組むとともに、上位等級へのステップアップを視野に入れて自己成長、また役割の拡大を図ることを目的としている。

この制度は、基準が明確な「役割等級基準」を軸とし、「育成・評価・処遇」の3つが連動することにより、職員の成長意欲が組織力の向上につながる仕組みとなるよう体系的に整備したものである。

また、当該制度に基づき、各職員の知識やスキルがSD研修を通して高められ、職員自身はその成長を実感することによって、学び・育ち合う組織風土が醸成されることを目指し、体系的な「SD研修制度」を整備・運用している。令和4（2022）年度より、専任職員のほか、嘱託職員や再雇用職員にも同様に研修の機会を提供し、大学事務職員としてのスキル向上に取り組んでいる。いずれの研修においても、研修受講後に所属部署をまたいだグループディスカッションを実施することにより、受講内容の定着のみならず、他者・他課への理解が促進され、組織力強化に効果をもたらしている。令和6（2024）年度は、大学職員としての専門能力を高め、事務局全体の底上げを図ることを目的に、高等教育法規に関連するSD研修を実施した。

その他、新規採用者研修は教職員合同で実施し、副学長による理念や教育方針等の講話、学生募集や就職指導の重要性については各部長より直接メッセージを伝えることで、目指すべき方向性を共有し、教職協働で取り組む意識が根付くような仕組みを整備している。

職員の資質・能力向上を目的としたもう一つの取り組みとして、「職員人事給与制度」における「職員ポートフォリオによる目標管理制度」がある。この制度は、教員の業績評価制度同様、建学の理念の具現化に向けて示された「TUAD vision 2024」に基づき策定される事務局目標を個人目標へ落とし込むことで、大学と職員の目指すべき方向を一致させ、相互の成長を促進する狙いがある。個人の目標設定から達成までを、課長等との面談（1on1ミーティング）を通して進捗管理し、全管理職の合議にて決定した評価結果を職員一人ひとりにフィードバックすることで、今後の業務改善や個人のステップアップにつながることを意図している。

当該制度は導入からの年数は浅いが、組織として進むべき方向性が明解であり、個人の資質向上にもつながっていることから、一定の成果を上げていると言える。なお、事務局職員のSD研修制度の概要は、次の【表5-3-1】のとおりである。

【表5-3-1】事務局職員SD研修制度

SD研修制度概要					
内容	役割等級別研修	大学職員SD研修	昇格者研修	新規採用職員研修	部署別研修
目的	役割等級毎に求められる能力・行動基準を高め、開発・強化・意識化を目指す	大学職員として必要な知識・技能を習得する	昇格後の役割等級基準を満たすように能力・行動基準を高める	本学職員としての姿勢と必要な知識を身につける	部署別に求められる専門性を高める

研修方法	年次事務局課題に沿った方針により、研修方式を決定し、実施する	動画の視聴やリモート研修に参加し、レポートを提出する	通信教育によるテキスト研修を実施する	新規採用時に実施する	部署毎に必要な研修形式により実施する
備考	人事給与制度における「評価制度－職員PF」に連動	大学運営や教育に関する内容		教職員合同による研修（理念・歴史・教育方針等）	
研修後の対応	研修レポートの提出及び同研修の受講者同士で振り返りを行い、日常業務への定着を図る	研修レポートの提出	研修中にレポートを提出し、添削を受ける	研修レポートの提出	

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、各学科・コースにおいて制作すること自体が研究であるとともに、成果を発表・公開し、社会のリアクションを分析して教育に反映させるといった一連の流れ全体を研究活動と位置付けている。研究環境の整備は、大学として「発表の場やその機会」を教員・学生に提供し「教育研究活動を活性化」することでもある。

研究環境整備の一環として、平成 30 (2018) 年度には学内ギャラリーをリニューアルし、新たに発表・公開スペースを 3 カ所増設した。これにより、複数の展示会を並行して開催できるようになり、教員の個人研究や学科企画、学生によるグループ企画など、広範囲の研究発表が可能となった。整備後の活用件数は増加しており、整備前の平成 29 (2017) 年度と令和 6 (2024) 年度を比較すると 124%増となっている。

文化財保存修復センターでは、令和 6 (2024) 年度、文部科学省の施設整備費補助金を活用して、X 線 CT 撮影装置を導入した。これにより調査・分析の幅をさらに拡大することができている。

デザインによる産学振興を支援する窓口として「共創デザイン室」を設置しており、地域や企業等から寄せられる社会課題を学生の教育に積極的に取り入れ、教員のみならず学生が実務的なデザイン業務を体験できる仕組みを整備している。

共創デザイン室に所属する産学連携コーディネーターが地域・企業等からの委託研究を受注するほか、契約行為や研究の企画・マネジメント等の事務手続きを担うことにより、教員が研究プロジェクトの推進に注力できる環境を整えている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動等における責任と大学としての管理体制を明確にするため、公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為の防止に関する各種規程を整備している。その取り組みについては、以下、「機関内の責任の明確化」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」「研究費の適正な運営・管理活動」「情報発信・共有化の推進」及び「モニタリングの実施」の6つの項目を掲げ、大学としての姿勢を宣言している。

さらに具体的な管理体制として、「不正防止等に関する学内規則等」「本学の行動規範」「本学の責任体制」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「研究費の適正な運営・管理活動」「不正に関する通報・調査及び内部監査」からなる6つのカテゴリーに分けて、関係する規程等を策定し、「大学公式サイト」を通じて公表している。

研究倫理教育の対象となる専任教職員には、平成28(2016)年度から「日本学術振興会」が提供している「研究倫理eラーニング」の受講を義務付けており、対象者全員が受講している。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では教員の学術研究の成果向上及び教育の質の向上を目的に「個人研究費」を支給している。この研究費は、各教員が専攻する学術分野に関する調査・研究の遂行を支援するとともに、日常的な教育研究活動を支援するための研究支援金でもある。個人研究費は教員の職位により、教授、准教授、講師に対しては上限35万円、特任教授、助教に対しては上限30万円を支給している。なお、個人研究費の使用に係る事務手続きの負担を軽減するため、令和7(2025)年度より、給与とともに支給することを決定している。文化財保存修復研究センターに所属する研究員については、研究センターの事業費の中に研究活動に係る経費枠を設けている。

地域社会に向けて広く本学の良質な教育研究内容を還元できる企画や、外部の団体・学科横断で学生と共に取り組む教育研究プロジェクトに対しても財政的な支援を行うため、「学部長予算制度」を設けている。教育研究費の上限は1件あたり40万円としており、公平な配分を前提としていることから、他予算からの経費補助がないことを条件としている。加えて、教員が個人または組織で取り組む教育研究活動を財政的に支援し、優れた研究成果や知的財産を通じて本学の教育品質の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした「学長裁量教育研究費制度」を設けている。

人的支援体制としては、リサーチ・アシスタント制度を導入している。研究活動の補助者として優秀な大学院博士後期課程の学生を研究プロジェクト等に参画させ、学術研究等の推進及び研究支援体制の充実・強化、若手研究者の養成・確保を促進する仕組みを整備している。

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

FDについては、毎年度の目標達成に向けて全教員が参加することとしており、「卒業研

究・卒業制作」におけるルーブリックの整備や、「学生 FD 委員」との意見交換を通じた相互理解促進も継続的に実施している。また、授業評価アンケートをより具体的・定量的な内容に見直し、評価結果に基づいた教員へのフィードバック体制を強化したことで、令和 6（2024）年度の評価平均値は前期 3.45、後期 3.48 と向上が見られており、取り組みの成果が表れている。

SD については、大学を取り巻く諸制度の大幅な変更に対応していくため、高等教育法規に関連した内容で実施したが、国（文科省）の政策動向を把握し、大学が進むべき方向性や職員に必要とされる能力等を理解するうえで、今後も必要な研修であるとの声が多く寄せられ、一定の成果があった。

研究環境の整備においては、ギャラリーの再整備により、学生グループによるギャラリー利用申請需要が増加しており、学生による主体的な研究活動の活性化が表れている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

FD 活動の成果と授業改善との関連性が個別に明確化されにくく、実施後の効果検証が一部にとどまっている点は課題である。加えて、授業評価アンケートの自由記述欄における定性的な意見を十分に活用できていない状況や、ルーブリックの活用範囲の拡大には今後さらに工夫が求められる。

令和 6（2024）年度より導入した教員の人事給与制度は、「個人評価」と「組織評価」の 2 つの評価軸を総合化し最終評価を決定する仕組みとしているが、「組織評価」の指標となる定量データの妥当性について、引き続き検証が必要である。

また、ギャラリーのキャパシティにより展示件数には限りがあるため、全ての利用申請を受け入れることができない状況となっている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

FD 活動の実施後には、授業改善計画の策定やフォローアップの仕組みを導入し、教員一人ひとりの改善プロセスが可視化されるよう努める。授業評価アンケートについては、自由記述の分析、定性的な意見を改善に反映させる体制を整える。ルーブリックについては、汎用性の高いモデルの整備と共有、学生への説明機会の拡充を図り、教育内容の透明性向上と学習成果の可視化に一層貢献していく。

教員の人事給与制度における「組織評価」の指標について、関係課との協議・調整を図りながら、適切な制度運用となるよう改定を行う等、精度を高めていく。

研究活動の発表等の場として重要なギャラリーについては、現状の空間を分割するなどして、複数展示ができる運営を検討していく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営に責任を持つ役員及び理事会については、「寄附行為」第 5 条から第 16 条において役員の定数、選任手続、任期及び職務並びに理事会の設置・運営等に関する事項を規定している。評議員会については、「寄附行為」第 17 条から第 23 条において設置、諮問機能、役員への意見具申、構成員の任期及び選任手続等に関する事項を規定している。「寄附行為」第 33 条では、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等を作成し監査報告書とともに事務所に備えて置くとしており、請求があった場合は閲覧に供するとしている。

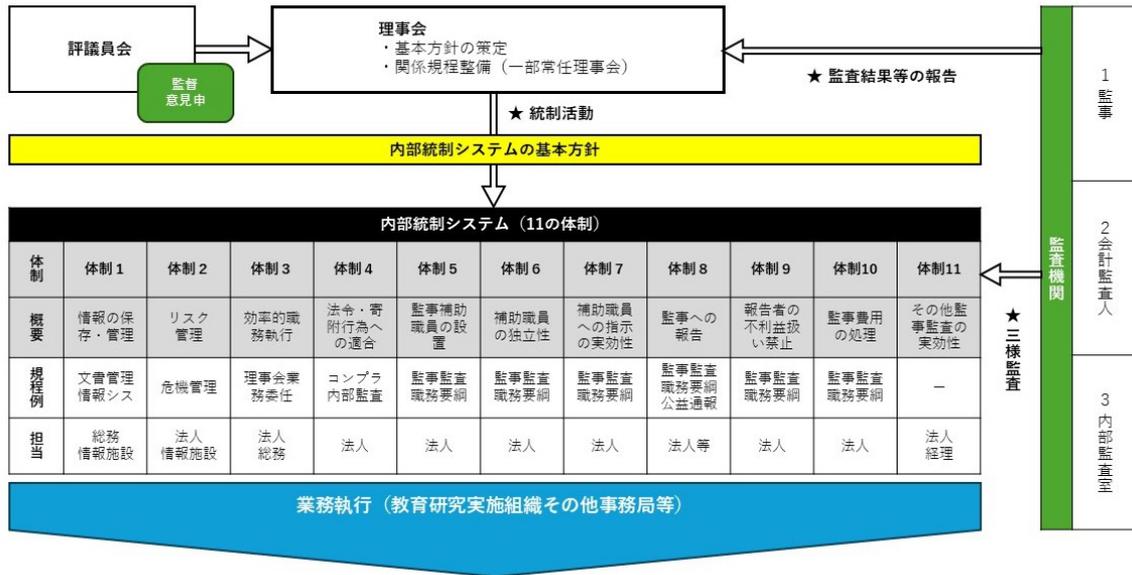
学校運営に関しては、「東北芸術工科大学学則」及び「東北芸術工科大学大学院学則」並びに「こども芸術大学認定こども園園則兼運営規程」によって、本法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めている。また、「学校法人東北芸術工科大学就業規則」において服務規律を定め、規律ある公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人東北芸術工科大学監事監査規程（以下「監事監査規程」という）」「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」「学校法人東北芸術工科大学個人情報保護方針」「学校法人東北芸術工科大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という）」「学校法人東北芸術工科大学公的研究費の管理における不正行為の防止に関する規程」及び「学校法人東北芸術工科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、経営の規律と誠実性を維持する体制を整えている。

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2（情報の公表）及び「寄附行為」第 34 条（情報の公表）に基づき、本学の寄附行為、監査報告書、計算書類等、財産目録及び役員に対する報酬の基準を「大学公式サイト」にて公表している。

また、教育研究上の情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき「大学公式サイト」に掲載している。さらに、教学マネジメント指針（V 情報公表）等を参考に、学修成果や教育成果を保証する情報として学修成果状況や授業評価アンケート結果、学生への満足度調査結果、卒業生や地域企業へのアンケート結果等を公表することで、本学への入学希望者をはじめ地域社会に対して、積極的な情報の公表に努めている。

令和 7（2025）年 4 月施行となる私立学校法の改正により、大臣所轄学校法人に対しては「内部統制システムの整備」が義務付けられた。これを受けて第 2 回理事会理事会（令和 6（2024）年 12 月 18 日開催）で「内部統制システム整備の基本方針」を決定している。また同時に、内部統制システムとして省令で定める 11 の体制の整備を行うために、既存規程の改廃を含む関係諸規程の整備等を行った。関係規程はすべて令和 7（2025）年 4 月 1 日までに施行となっており、【図 6-1-1】のとおり内部統制システムが構築されている。

【図 6-1-1】 内部統制の体制図



6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

平成 20 (2008) 年度から BEMS (Building Energy Management System) を導入し、燃料別及び棟別のエネルギー消費原単位 GJ (ギガジュール) の推移を把握している。

各機器の発停制御をきめ細かく実施し、省エネルギー化を推進するため、高効率の空調・照明 (LED) 更新工事を実施している。国が定める温室効果ガス削減 2030 年目標 (2013 年度比 -46% (さらに 50% の高みに向け、挑戦を継続する)) に鑑み、大学全体の CO2 排出量は、下表【表 6-1-1】 のとおり、平成 25 (2013) 年度と令和 6 (2024) 年度で比較すると、11 年間で -38% となり、当初目標まで -8%、半減目標まで -12% と残り 6 年での達成が視野に入ってきている。

【表 6-1-1】 東北芸術工科大学 CO2 排出量

年度	CO2 排出量 (kg/年)	削減率 (%)
平成 25 (2013) 年度	3,058,411	-
令和 6 (2024) 年度	1,910,356	38.0

人権については、「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」を制定している。学生・教職員等に対するハラスメントに対処する組織として「キャンパス・ハラスメント防止委員会」を設置し、教職員の相談員を配置したうえで、各種ハラスメントに対して迅速に対応できる体制を整備している。ハラスメントへの対応等については、分かりやすくまとめた「キャンパス・ハラスメント防止リーフレット」を学生及び教職員に配布するとともに、学生及び教職員がアクセス可能な「学修・学生生活サイト」上にハラスメントの概要、相談員一覧及び相談申し込みフォームを掲載し、ハラスメントに関する正しい認識の醸成と適切な対処に努めている。

物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理体制及び震災対策については、「学校法

人東北芸術工科大学危機管理規程」及び「学校法人東北芸術工科大学危機管理基本マニュアル」を設定し、職場の安全に配慮している。災害に対する安全確保については、別途「東北芸術工科大学防災マニュアル」を設定している。「消防計画」に基づき自衛消防防災組織を編成し、防火・防災両面において万一の際に迅速に対応できるよう、消防署協力のもと学生及び教職員による防災訓練を年1回実施している。

建屋については、大学構内の安全確保を図るため機械警備システム（赤外線センサー、ドア・窓等施錠監視）とICカード入退出管理システムを導入している。キャンパス構内には40台の非常通報電話を設置し、屋内外に警備員を配置したうえで巡回及び監視を行い、敷地内全棟の出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを52台設置している。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災での経験を活かし、災害時に対応できる備蓄倉庫も設け、食料（備蓄米）や燃料、災害用毛布等を備蓄している。災害時の飲料水と調理用水を確保するため、井戸水を利用した災害用配管を整備し、上水道が停止した場合であっても必要な飲料水を確保できるようにしている。水質検査も毎年実施しており、安全性の確保に努めている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」の規定に基づき運用されており、理事長・理事の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表6-2-1】のとおりである。

【表6-2-1】理事長・理事の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員 令和6（2024）年5月1日現在

	寄附行為選任条項	定員：9人以上12人以内	選任方法	現員
理事長	第5条第2項	1人	理事のうち1人を理事総数の過半数の議決により選任	1人
理事	第6条第1項第1号	1人	学長	1人
	第6条第1項第2号	3人以上4人以内	評議員のうちから評議員会において選任した者	4人
	第6条第1項第3号	5人以上7人以内	学識経験者のうち理事会において選任した者	6人

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、理事の理事会への出席状況は、次の【表6-2-2】のとおりである。欠席理事からは各議案への賛否を「議決権行使書」により確認するように努めることで、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度の出席率は100%であり、法人の意思決定機関として適正に機能している。

【表 6-2-2】理事会への理事出席状況（委任状出席理事を含む）

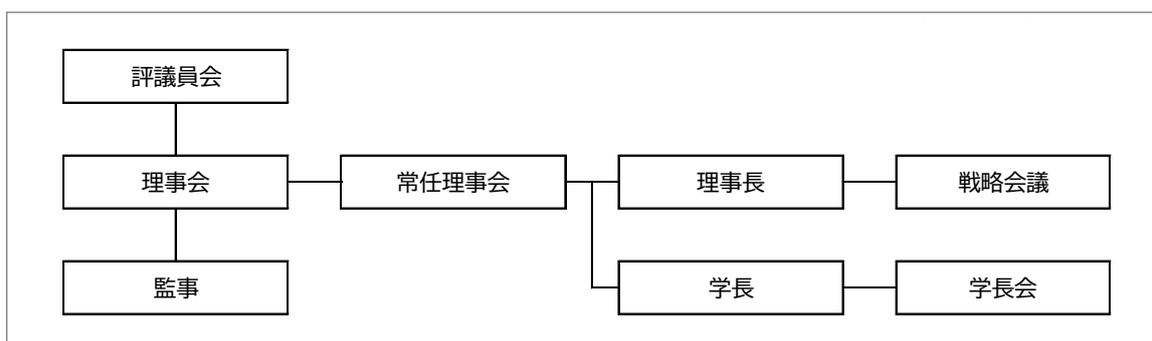
開催年度	開催月日	5月25日	3月22日			平均出席率
令和4（2022）年度	理事	11人	11人			86.4%
	出席理事	9人	10人			

開催年度	開催月日	5月31日	11月22日	12月20日	3月27日	平均出席率
令和5（2023）年度	理事	11人	11人	11人	11人	100%
	出席理事	11人	11人	11人	11人	

開催年度	開催月日	5月29日	12月18日	3月26日		平均出席率
令和6（2024）年度	理事	11人	11人	11人		100%
	出席理事	11人	11人	11人		

そのうえで、法人の機動的な意思決定のために、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」により、理事長を補佐する理事として副理事長を置くとともに、専務理事及び常務理事を置くことができるとしている（【図 6-2-1】）。

【図 6-2-1】法人運営体制



また、理事長の命を受けて財務に関する業務を担当する理事（財務担当）や教育改革等大学の戦略企画業務を担当する理事（戦略企画担当）を置くことで、法人運営の機能性を高めている。

「常任理事会」は原則として毎月1回開催しており、次の（1）から（3）に掲げる事項について審議・決定している。

- （1）理事会及び評議員会に付議する事項
- （2）日常的な管理運営事項に関して、理事長が特に必要があると認める事項
- （3）重要かつ緊急の事態に関して、理事長が特に必要があると認める事項

常任理事会は、理事長、副理事長及び学長のほか、理事長が認める理事及び評議員で構成されており、案件により事務局の関係職員も出席し意見等を述べている。

「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」により、理事会決定事項のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任できるようにするとともに当該委任業務を実効性のあるも

のとするため、前述（基準項目 5-1-①）した「学長会」を設置している。学長会では、大学の運営に際し、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸問題に柔軟かつ迅速に対応している。

法人部門では、「学校法人東北芸術工科大学戦略会議設置規程」に基づき、法人の事業計画や予算のほか大学の経営に関する重要事項の検討を行うための諮問機関として、理事長の下に「戦略会議」を置き、理事長、副理事長及び理事並びに事務局の役職者が毎週 1 回集まり、意見交換を行っている。事務局の役職者による「課長会議」も毎週 1 回開催しており、事務レベルでの戦略的検討課題に関する協議や各種連絡調整、戦略会議や学長会での協議結果の伝達等を行い、日常業務の円滑化を図っている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本法人では、最高意思決定機関である理事会の下に常任理事会や戦略会議を設置するとともに、理事の構成員に副理事長、戦略企画担当の理事及び財務担当の理事などを置くことにより法人運営の機能性を高めている。これらの体制によって多角的に中期目標や年次目標の進捗状況を管理するとともに諸課題へ機動的に対応することで、本法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。

教学部門は「教育計画」、事務部門は「重点課題」に基づき、単年度の事業計画及び予算を策定するとともに、前年度事業の自己点検・評価を踏まえたうえで、教育目標や事務局部署目標、予算案を作成する PDCA サイクルを回すことにより、本法人の使命と目的の実現に向けて、計画的かつ戦略的な業務遂行に努めている。

過年度の事業報告を含む財務情報及び教育研究活動情報は「大学公式サイト」を通じてこれらの取り組みを公表している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

理事会においては、学長が「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号の理事として経営組織の意思決定に参画し、教学部門の最高責任者としての立場から意見を述べることで、教学の観点も十分踏まえた審議を行っている。

常任理事会では「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第 9 条において、学長会では「学長会設置規程」第 4 条において、必要に応じて関係教職員等を出席させ、意見を述べさせることができるものとしており、理事・教員・職員相互の意思疎通が図られ、法人部門と教学部門の密接なコミュニケーションのもとで

意思決定が行われている。

年度当初及び後期開始時において年 2 回開催する定例の「教職員総会」では、教職員全員で法人及び大学の基本方針、その他重要事項の共有を行っている。

教職員個々からの提案を吸い上げる仕組みについて、教員は「学科会議」において検討課題に関する協議や提案を行っており、必要に応じて「代表教授会」や「学長会」で意見交換が行われる。職員は職員人事給与制度の運用において実施している課長との「個別面談」の場を中心に提案や意見の聴取を行っている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

監事は「寄附行為」第 5 条により 3 名が選任されている。いずれも教職員、理事または評議員を兼務していることはなく、監事の独立性を確保するとともに利益相反を適切に防止する体制となっている。監事は「寄附行為」第 14 条によりこの法人の業務及び財産の状況を監査することとされている。また、監事監査規程に基づき理事会及び評議員会に出席するほか、入学式や卒業式等の重要行事にも出席のうえ、様々な視点から監査業務を行っている。

監事は毎月 1 回開催される「常任理事会」にも出席し意見を述べるほか、毎年度、監査計画に基づく監査を実施しており、日常業務の意思決定において適切な進言がなされている。令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度にかけて、理事会・評議員会への監事の出席状況は、次の【表 6-3-1】のとおりである。

【表 6-3-1】理事会・評議員会への監事出席状況

開催年度	開催月日	5 月 25 日	3 月 2 日	平均出席率
令和 4（2022）年度	監事現員	3 人	3 人	83.3%
	出席監事	2 人	3 人	

開催年度	開催月日	5 月 31 日	11 月 22 日	12 月 20 日	3 月 27 日	平均出席率
令和 5（2023）年度	監事現員	3 人	3 人	3 人	3 人	91.7%
	出席監事	3 人	3 人	3 人	2 人	

開催年度	開催月日	5 月 29 日	12 月 18 日	3 月 26 日	平均出席率
令和 6（2024）年度	監事現員	3 人	3 人	3 人	77.8%
	出席監事	2 人	2 人	3 人	

監事は、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査のうえ監査報告書を作成し、理事会及び評議員会にて監査の結果報告を行っている。また「内部監査規程」に基づき、理事長の下に「内部監査室」が設置されており、毎年度、法令及び本学諸規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査を行っている。

評議員会は「寄附行為」の規定に基づき理事長からの諮問事項に対し意見を述べている。評議員の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表 6-3-2】のとおりである。

【表 6-3-2】 評議員の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

	寄附行為選任条項	定員：19 人以上 25 人以内	選任方法	現員
評議員	第 21 条第 1 項第 1 号	6 人以上 8 人以内	この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者	7 人
	第 21 条第 1 項第 2 号	3 人以上 4 人以内	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者	4 人
	第 21 条第 1 項第 3 号	10 人以上 13 人以内	学識経験者のうちから、理事会において選任した者	12 人

令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度にかけて、評議員の評議員会への出席状況は、次の【表 6-3-3】のとおりである。

【表 6-3-3】 評議員会への評議員出席状況（委任状出席評議員を含む）

開催年度	開催月日	5 月 25 日	3 月 22 日	平均出席率
令和 4 (2022) 年度	評議員現員	24 人	24 人	91.7%
	出席評議員	23 人	21 人	

開催年度	開催月日	5 月 31 日	11 月 22 日	3 月 27 日	平均出席率
令和 5 (2023) 年度	評議員現員	23 人	23 人	23 人	88.4%
	出席評議員	22 人	19 人	20 人	

開催年度	開催月日	5 月 29 日	12 月 18 日	3 月 26 日	平均出席率
令和 6 (2024) 年度	評議員現員	23 人	23 人	23 人	97.1%
	出席評議員	21 人	23 人	23 人	

令和 6 (2024) 年度は計 3 回の評議員会を開催し、「寄附行為」第 19 条に基づき評議員会への諮問事項について審議を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本法人の令和 6(2024)年度の財務状態は、入学定員を安定して確保できていることから、学生生徒等納付金収入が約 31 億で、安定的に推移している。経常収支差額比率は 15.6% (全国平均 3.5%)、事業活動収支差額比率も 15.0% (全国平均 4.2%) と比較的高い水準にある。

令和 5 (2023) 年度、令和 6 (2024) 年度の 2 年間は、積立率を全国平均まで引き上げる

ことを目標とし、特定資産への繰り入れを積極的に行った。結果、積立率は76.5%（全国平均75.9%）と全国平均を上回り、運用資産余裕比率が2.7年（全国平均2.0年）となった。以上のことより安定した財務基盤を確立している状態にある。

6-4-② 収支バランスの確保

予算編成は、戦略会議で承認された方針に基づき、事務局各課長が単年度の「事業計画」と「予算」を作成することから開始している。その後、理事（財務担当）及び事務局長とのヒアリングを通じて、計画の妥当性や優先度を確認し、全体としての収支バランスが確保されるよう調整を行う。特に、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前収支差額がいずれもプラスとなるよう留意しながら、財務の健全性を維持する予算編成を行っている。編成された予算は、評議員会への諮問を経て理事会にて最終決定される。

予算主義に基づく財務運営を実施するため、予算執行決裁区分に基づき、10万円以上の支出については原則相見積もりを行うこととし、科目の変更が必要な場合は事前に理事（財務担当）の決裁を得るなど厳格な予算管理を徹底している。

また、安定した財務基盤を維持するためには、資産の運用と外部資金の獲得も重要となる。資産の運用については「学校法人東北芸術工科大学資産運用規程」及び年度当初に理事会にて決定される「資産運用方針」に基づき行っている。発行体リスク及び期間リスクを考慮することで、満期時の元本毀損リスクを低くするなど元本の確保を最優先とし、商品のバランスにも考慮した安全な運用を行っている。

「TUAD vision 2024」で地域の課題解決に取り組むことが掲げられていることから、地域課題解決に関する「受託研究」に力を入れている。令和6（2024）年度は約6,600万円の外部資金を獲得した「受託研究」では、学生が社会のリアルな課題に取り組むことができるものとして教育効果も大きい。また、企業からの寄附講座も年々充実してきている。

また、令和6（2024）年度には、文化庁の「文化芸術振興費補助金」約2,000万円を活用して、「温泉地を舞台にした持続可能な『アート&ウェルビーイング』人材育成事業」を実施している。研究設備の更新等についても、私立大学等研究設備整備費等補助金等を積極的に活用するなど外部資金の獲得に努めている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人の財務状況については、基本金組入前当年度収支差額は、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度まで、当年度収支差額は、平成30（2018）年度から令和6（2024）年度までプラスで推移しており、収支は堅調に推移している。

令和5（2023）年度からの財務計画については、法人の中期計画と期間を合わせるため、令和5（2023）年度から2年間の計画とした。長期的な支払能力を強化するため積立率を全国平均まで引き上げることを目標としたもので、令和5（2023）度は計画通りに減価償却引当特定資産への繰り入れを行い、結果、積立率は76.5%（全国平均75.9%）と全国平均を上回る状態となった。

課題としては、積立率は全国平均まで引き上げたが、開学から30年以上経過し、施設、

設備の老朽化が進んでいることから、校舎の建て替え資金の準備にあると考えている。

老朽化が進んでいる施設、設備の更新を行いながら、教育内容を充実させ他大学との差別化を図るための財源を確保するため、令和 7 年度入学者より 6 学科について授業料の改定を行うことと令和 8 年度から収容定員増を決定し、併せて、施設の更新に備えた約 200 億円の積立計画を作成した。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人東北芸術工科大学経理規程（以下「経理規程」という）」に基づき適切に行っている。会計処理上の問題点や疑問点については、随時、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行っている。

予算については、当初予算額の厳守を徹底している。期中、事業の計画変更に伴い予算変更の必要がある場合には、変更内容、変更が必要となった理由などを明記し文書決裁を得ることとしている。なお、そのような場合であっても当該事業の総事業費（当初予算）内に収める工夫をしている。予算と著しく乖離するものについては、5 月の一次補正予算、3 月の最終補正予算に反映し、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで理事会の承認を受けている。

予算の執行に当たっては適切な会計処理方法について周知徹底を図るべく、毎年、年度当初に予算執行に係るルールをまとめた「予算執行ハンドブック」を教職委に配布している。特に、新規採用者に対しては、採用時の研修において「予算執行ハンドブック」に基づく説明を行うなど、ルールの理解促進に努めている。

決算については、理事会での承認後に評議員会へ報告し、意見を聴いている。さらに、学校教育法施行規則に基づき教育情報の公表とともに「大学公式サイト」上で公表している。

令和 6（2023）年 9 月 30 日に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布されたことから、経理課の職員が正しく理解し、適切に対応できるよう研修会に参加するなど適正な会計処理の実施に努めている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、公認会計士による監査を実施している。公認会計士の選任については、独立性、専門性、本法人の事業内容の理解等を考慮し、理事長の決裁を得て決定している。会計士監査は、期首に示される監査計画書に基づき実施している。主に期中監査においては、主要な取引サイクルにおける内部統制の整備状

況と運用有効性を評価するため、運用評価手続きを実施、期末には、主な実証手続きとして現金実査、預金、有価証券の残高確認などを厳正に実施している。

また、公認会計士及び監事並びに内部監査室による「三様監査」体制を整備しており、期首には、公認会計士と理事等とのディスカッション及び監事との監査計画書に基づくコミュニケーション、期中には内部監査室との内部監査結果に基づくコミュニケーション、期末には監事との監査結果報告書に基づくコミュニケーションが行われている。

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、業務の監査及び財産の状況の監査を行い、その結果を理事会で報告している。年間を通じて常任理事会、理事会及び評議員会へ出席することにより、本学の現状について正確に把握している。さらに内部監査室とのコミュニケーションも密に行っている。

内部監査室は、内部監査中期計画に基づき、毎年度 5 つのテーマに沿って監査を実施している。監査結果については理事長、理事会への報告に留まらず、公認会計士とも共有する機会を設け意見交換を行うなどの実質的な連携体制ができています。なお、内部監査員には、職員の意識を高め不正を防止する組織風土を醸成するため、できるだけ多くの職員が携わるよう取り組んでいる。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

役員及び評議員並びに教職員全体が「大学設立の宣言」で謳う本法人の使命・目的を常に共有しており、それぞれがその達成に向けて継続的な努力を続けている。また、法人部門、教学部門及び事務部門それぞれについて各種規程並びに会議体等を整備することにより、適正かつ機動的な運営がなされている。特に毎週 1 回開催されている「学長会」は、法人と大学との結節点として管理運営上の重要な役割を担っている。

内部監査員には、職員の意識を高め不正を防止する組織風土を作ることとを目的とし、できるだけ多くの職員が携わるよう取り組んできている。大学の業務について現所属部署の業務とは別の角度や違った視点で監査することによって、大学の業務への理解が深まり、前向きに業務と向き合う姿勢が見受けられる。公認会計士と内部監査室のコミュニケーションにおいても、内部監査を組織的に取り組んでいることについて一定の評価を得ている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

経営の規律と誠実性の維持を図るために、法令遵守に関する基本方針（コンプライアンス基本規程）を整備しているが、教職員への周知が学内のイントラネットへの掲載にとどまっている。

改正私立学校法施行に向けて計画どおりに内部統制システムを整備した。具体的な運用は令和 7（2025）年度からとなるため、運用状況を監事等との連携によりモニタリングしていくことが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法令遵守の機運を推進するため、年 2 回開催される教職員総会などの場を活用して教職員に対するコンプライアンス基本規程の周知などを図っていく。

内部統制システムの運用状況については令和 7 (2025) 年度監事監査計画における重点監査事項として位置付け、所要の改善につなげていく。

令和 6 (2023) 年 9 月 30 日に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布されたことから、変更内容について正しく理解するとともに、適切に対応できるよう準備を進める。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念に基づいた大学シーズの地域還元（※独自設定基準）

A-1. 地域社会との連携及び地域貢献の具体的な取り組み

①産学官連携の推進

②探究型教育の社会実践

③地域振興事業の推進

(1) A-1 の自己判定

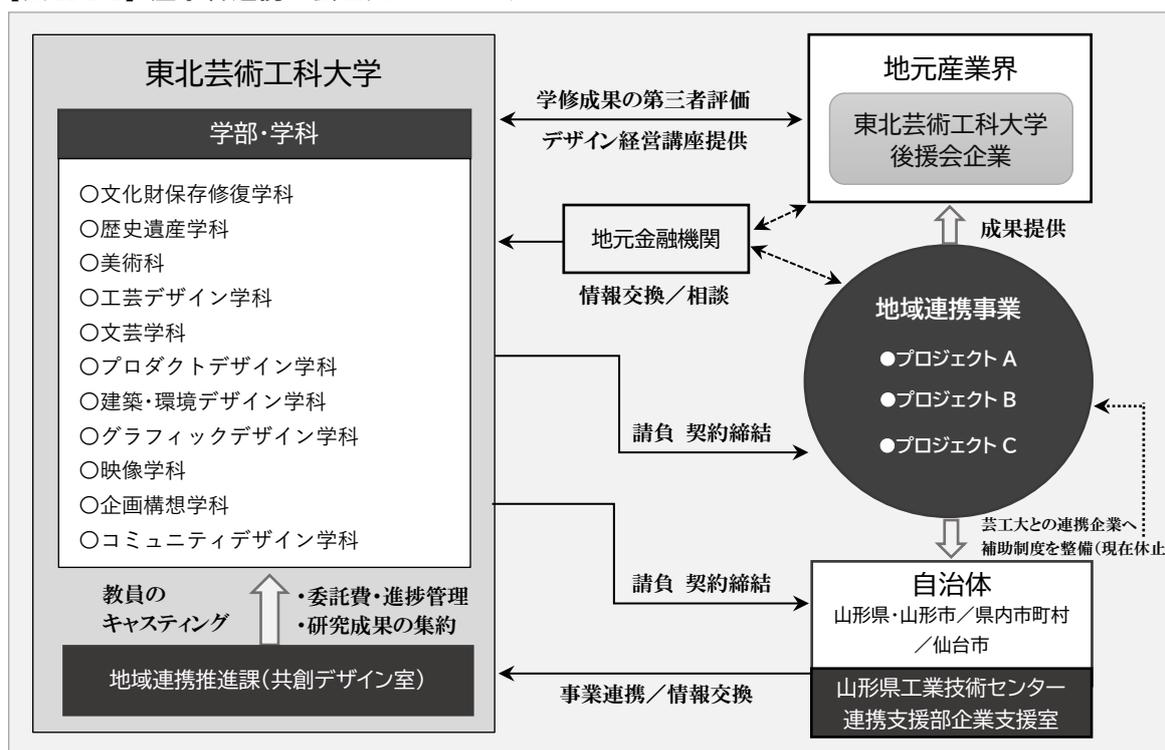
基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学官連携の推進

本学では、地域における産官学連携のエコシステム（生態系）が次の【図 A-1-1】のとおり確立されており、双方にメリットがある関係が構築されていることで持続可能性が担保されている。そのうえで自学の特色を活かし、地域の課題にコミットしている。

【図 A-1-1】産学官連携の芸工大エコシステム



このエコシステムにより、公設民営の大学として、地域との情報交換の場を増やして多方面からの声を吸い上げる仕組みを形成するとともに、産学官連携活動を正課・正課外の教育プログラムとして行うことが常態化されている。

平成 27 (2015) 年 1 月に発足した「東北芸術工科大学後援会（以下「大学後援会」という）」の令和 6 年度末時点の入会企業数は 307 社（県内 289 社・県外 18 社）に上り、地元産業界からのニーズを直接把握し、大学のシーズをマッチングする体制が整備されている。

大学後援会役員らとは、本学の学修成果等に関する意見交換会（地学連携懇話会）が年2回開催されており、教育成果の外部評価機関としても機能している（基準項目 2-3-②参照）。

「芸術・デザイン教育を通じた地域社会との連携・交流の推進」についても、演習科目で自治体や企業のリアルな課題解決をテーマとして扱っており、学生は中間・最終発表の場面でクライアントの講評を直接受けることになる。「共創デザイン室」が委託契約を締結した「産学官連携事業」の件数は、次の【表 A-1-1】に示したとおりである。令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3カ年の受託研究業務件数は平均で57.6件、その内学生が参画した業務件数は平均で56件にまで及んでおり、全体の97%の案件に学生が参画している。

【表 A-1-1】 共創デザイン室 受託研究業務件数等

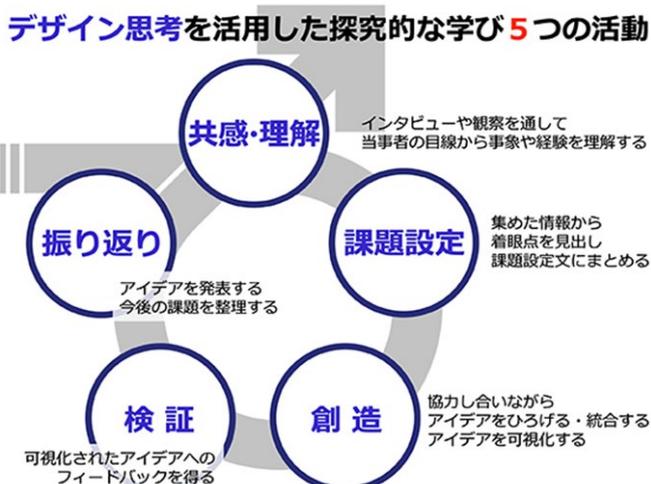
年度	受託研究業務件数	学生参画業務件数	学生参画業務割合
令和4（2022）年度	57件	55件	96.5%
令和5（2023）年度	61件	60件	98.3%
令和6（2024）年度	55件	53件	96.3%
3カ年平均	57.6件	56件	97.0%

A-1-② 探究型教育の社会実践

本学では、山形県内の中学校・高等学校と協働し、各校独自の「探究型学習」の実践に向けた本学教員による連携授業を行い、現代社会が抱える様々な課題を解決できる若者の育成に取り組んでいる。

これまで「2つのソウゾウリョク（想像力・創造力）」と「デザイン思考」を教育の軸として、社会が抱える様々な課題を見出し、解決できる若者を育ててきた。これらの力は、探究型学習を通して育む力と大きく重なりと捉え、「デザイン思考」を「探究的な学び」に活用し、中等教育機関における「主体的・対話的で深い学び」の深化に向けて活動している（【図 A-1-2】、【表 A-1-2】、【図 A-1-3】参照）。

【図 A-1-2】 デザイン思考を活用した探究的な学び



【表 A-1-2】 地元中等教育機関との具体的連携活動内容

連携協定締結年度	中等教育機関	連携活動内容（予定含む）
平成 28（2016）年度	山形県立 東桜学館中学校	山形県内初の中高一貫教育校で、総合的な学習の時間「未来創造プロジェクト」で、デザイン思考を取り入れたカリキュラムの協働開発を進めている。
平成 29（2017）年度	山形県立 山形東高等学校	「山東探究塾」における探究授業の共同実施、校内課題研究発表会での助言等を行っている。
平成 30（2018）年度	山形県立 山形西高等学校	総合的な探究の時間での授業連携や、研究発表会での助言、教員研修会などを行っている。
令和 3（2021）年度	山形県立 山形北高等学校	探究型学習で重視される「課題発見・解決力」に必要な姿勢・プロセス・スキルを学ぶための研修や体験授業の実施、本学のプログラム開発に生徒が参加することなどを計画している。
令和 7（2025）年度	山形県立 新庄志誠館高等学校	新庄北高、新庄南高の合併により誕生する新高校の探究プロジェクトに関するカリキュラム開発、研修支援等を担う。

【図 A-1-3】「デザイン思考」を活用した探究型学習の様子（令和 6（2024）年度）



探究型学習協働プロジェクト内には「デザイン思考」を活用した探究型学習に関する相談窓口も開設し、カリキュラムの検討や授業の具体的な試行などについて質問や相談も受け付けている。

探究型学習においては、全国の教育関係者や高校生を対象とした活動も展開している。教育現場で導入が進む「主体的・対話的で深い学び」や「探究型学習」、またこれらの「新しい学びが何のためにあるのか」といった、その本質や時代に沿った学びの形を考える「探究型学習研究大会」を定期的に開催している。参加者は実践スキルの獲得や、他地域・他校との情報交換などの研修機会として活用している。令和 6（2024）年度の大会は、11 月に対面とオンラインの併用にて開催し、全国各地から 309 名の参加があった（【図 A-1-4 参照】）。

【図 A-1-4】「探究型学習研究大会」の様子（令和 6（2024）年度）



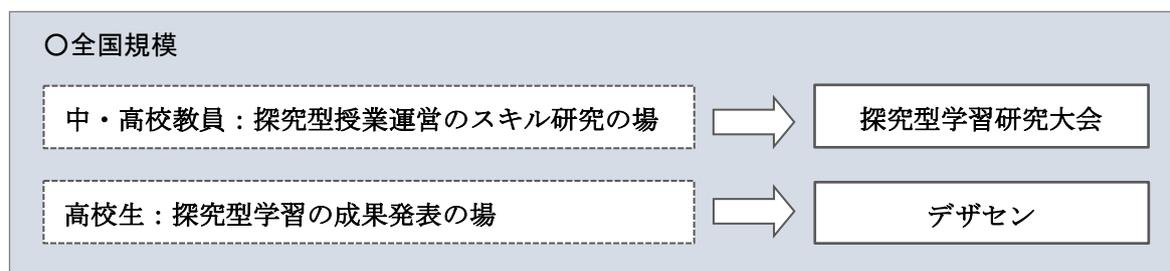
また、本学が平成 6（1994）年から 30 年間にわたり毎年開催している「全国高等学校デザイン選手権大会（通称：デザセン）」は、探究型学習の成果発表の全国大会である。全国の高校生を対象に「社会を良くするため」の企画・アイデアを募集し、毎年 1,000 件前後の応募がある。現在は、決勝大会で発表を行った生徒が高校教諭となり、指導者として「デザセン」に参加している。令和 3（2021）年度からはオンラインにて決勝大会を開催し「ニコニコ生放送」にて生中継されている。令和 6（2024）年度は 9,000 名を超える視聴数があった。

【図 A-1-5】「デザセン 2024」決勝大会の様子



以上のことから、全国における中学校・高等学校教員の探究型授業運営のスキル研究の場と、高校生の探究型学習の成果発表の場を、下図のように整理している。

【図 A-1-6】探究型授業運営の研究・探究型学習の成果発表の場



A-1-③ 地域振興事業の推進

地域芸術祭とは、主催する各自治体が、観光、地域おこしの目的で6億円から10億円規模の事業費を投じる現代アートフェスティバルであるが、本学が主催する地域の芸術祭「山形ビエンナーレ」は、それらとは一線を画することで、国内アートシーンからは無視できない存在となっている。

「山形ビエンナーレ」は ①学生の成長機会の創出 ②アートシーンにおける本学の知覚価値の向上 ③市民生活の質への影響 —を目的としており、来場者数を KPI (Key Performance Indicator) として扱ってはいない。よって週末のみの開催とし、入場も無料としている。

一部展示の閉鎖問題、財政的理由による中止など、自治体が事業費を負担する芸術祭の問題が浮き彫りとなっている昨今、「山形ビエンナーレ」は、持続可能性の高い地方芸術祭のモデルとなっている。コロナ禍の令和2(2020)年度は、全プログラムをオンラインで「山形」から発信するという先駆的な取り組みが注目を集め、延べ11万人が視聴した。令和4(2022)年度はウィズコロナの観点からリアル開催を基本としつつ配信プログラムも設定し12日間開催した。学生サポーターは正課授業として過去最多の298名が関わり、学長はじめ各ディレクター教員が指導にあたった。延べ来場者数は71,419名に上った。

令和6(2024)年度は、蔵王温泉エリアおよび本学を会場として開催した。医師の稲葉俊郎氏を芸術監督に迎え、「いのちをうたう」をテーマに、温泉地でのアート体験による心身の健康の回復を志向する4つのプログラムを実施した。蔵王温泉エリアを主要会場としたのは今回が初となり、全会場合計で16,516名の来場者を集めた。蔵王の風土理解にもとづく展示等は、各種メディアで報道されるなど社会的な評価を得た。

【図 A-1-7】 山形ビエンナーレ 2024 の模様



また、令和6（2024）年8月24日から9月6日（全14日間）にかけて、社会人向けクリエイティブスクール「夏芸大2024」を開催した。本企画は、山形ビエンナーレ2024の連携イベントとして、社会人を中心にリカレント教育やリスキリングの機会を提供し、多様な働き方に応える学び直しの場を提供することを目的として実施した。「講演会」、「平日講義」、「休日制作」、「無料講座」の4つの区分で、全50種69講座を開講、延べ1,313名が参加した。各講座とも活発な質疑応答やディスカッションが見られ、制作スキルの向上や仕事に役立つ知識等を身に付けるだけでなく、参加者同士の世代・職種を越えた交流によるネットワーク形成にも寄与した。

【図 A-1-8】「夏芸大2024」の様子



【基準 A の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ① 産学官連携に関しては、相談件数が直近3年間で120%（95件→114件）と飛躍的に伸びており、需要が急増している。
- ② 探求型教育に関しては、最上地区トップの進学校である新庄北高、新庄南高が合併するにあたり、探究カリキュラム構築や授業運営に関する支援の要請があり、連携協定を締結した。
- ③ 地域振興事業に関しては、文化庁補助事業として、温泉地を舞台にした持続可能な「アート&ウェルビーイング」人材育成プログラム（補助額2,047万円）を実施し、49名が受講、その成果を山形ビエンナーレ2024において発表した。

また、初開催となった「夏芸大」に関しては、山形ビエンナーレ2024との連動性もあり、社会人や地域住民から新たな学びの機会として高い評価を得られ、全体の満足度も4.59（5点満点、n=458）と非常に高いポイントとなった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ① 産学官連携事業に関しては、相談件数が増加しても受け入れキャパシティに限りがあるため、より精度の高いコーディネートが必要となってくる。また 2 営業日に 1 件の相談が入ってくるため、その後の折衝等も含めた業務負担が大きくなっている。
- ② 探求型学習の実践に関しては、高等学校からの需要の拡大により教員の出勤頻度も高くなることから、本来の大学業務とのバランスや持続可能な運営体制が必要となってくる。
- ③ 地域振興事業に関しては、山形ビエンナーレ 2024 において、蔵王温泉街における実施効果の判断がしづらいという課題が残った。

「夏芸大」に関しては、参加者アンケートより、内容面に対する満足度は高水準であるものの、開講時間帯や申し込み方法等に課題も見られ、また、参加者の総数も十分とは言えない状況だったため、次年度も開催する場合には改善を図る。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ① 産学官連携事業に関しては、中期計画の目標ともリンクさせ、産学連携の学内運営・コーディネートの効率化も踏まえた体制を整備していく。
- ② 探求型学習の実践に関しては、高大連携に携わる教員を組織化するなどし、運営体制を整備していく。
- ③ 地域振興事業に関しては、山形ビエンナーレについての事業自体の見直しを図り、新たなアートプロジェクトを計画する。

「夏芸大」に関しては、開講時間帯や受講枠、開講講座数や内容及び対象者の見直しを行い、課題点の解決を図った上での実施方法を探っていく。